

# 富士市ごみ処理基本計画 2025-2034

令和7年3月

富 士 市



# 目 次

第1章 計画の概要と富士市の特色	1
第1節 計画の概要	1
1 ごみ処理基本計画とは	1
2 本計画の位置づけ及び対象となる廃棄物	1
3 計画期間	4
第2節 本市の特色	5
1 自然環境と地理	5
2 産業	6
3 まちづくり	6
4 人口動態	7
第2章 本市におけるごみ処理の現状	8
第1節 ごみ処理の体制	8
1 ごみ処理の流れ	8
2 ごみの区分ごとの出し方	9
第2節 ごみと資源の現状	10
1 前計画の目標値と実績値	10
2 前計画期間内における取組	10
3 ごみ処理の状況	12
4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表	14
5 ごみ処理関連施設	15
第3章 ごみ処理基本計画	16
第1節 計画策定の背景	16
1 SDGsの実現に向けた動き	16
2 循環型社会形成に向けた取組の強化	17
3 脱炭素に向けた動き	18
4 プラスチック問題への対応	18
5 食品ロス削減に向けた動き	19
6 自然災害への対応	19
7 デジタル技術活用の流れ	19
第2節 基本理念・基本方針	20
1 基本理念	20
2 基本方針	21
第3節 目標値	23
1 目標値項目について	23
2 目標値項目の対象と設定理由	24

3 目標値の設定について.....	25
4 目標値の算出方法と目標値.....	25
第4節 目標達成に向けた施策.....	30
1 デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現.....	34
2 紙をつくるまちから紙を大切にするまちへ.....	37
3 「みんなでなくそう食品ロス」の推進.....	40
4 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築.....	45
5 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組.....	48
6 3Rの推進に向けた取組.....	52
7 誰も取り残さないごみ処理体制の構築.....	58
8 安全で適正なごみ処理に関する取組.....	60
第4章 計画の推進体制.....	64
第1節 計画推進・進行管理計画.....	64
第2節 計画推進スケジュール.....	65

## 計画を読むに当たって

### ごみとは・・・

「ごみ」とは、自ら利用または他人に有償で売却することができないために不要になったものであり、一般的にはもうこれ以上使わないものを指します。リサイクルできるものはきちんと分別することで、「資源」となります。



ごみの処理や減量について、市民・事業者・市の役割が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において次のように定められています。

**特に、ごみの減量はすべてに共通した責務です。**

#### ★市民の役割

法第2条の4 国民の責務



- ごみの減量と分別
- 環境にやさしい製品の利用
- 市の施策への協力

#### ★事業者の役割

法第3条 事業者の責務



- ごみの減量とリサイクル、適正処理
- 適正処理が可能な製品・容器等の開発（環境に配慮した設計）
- 市の施策への協力

#### ★市の役割

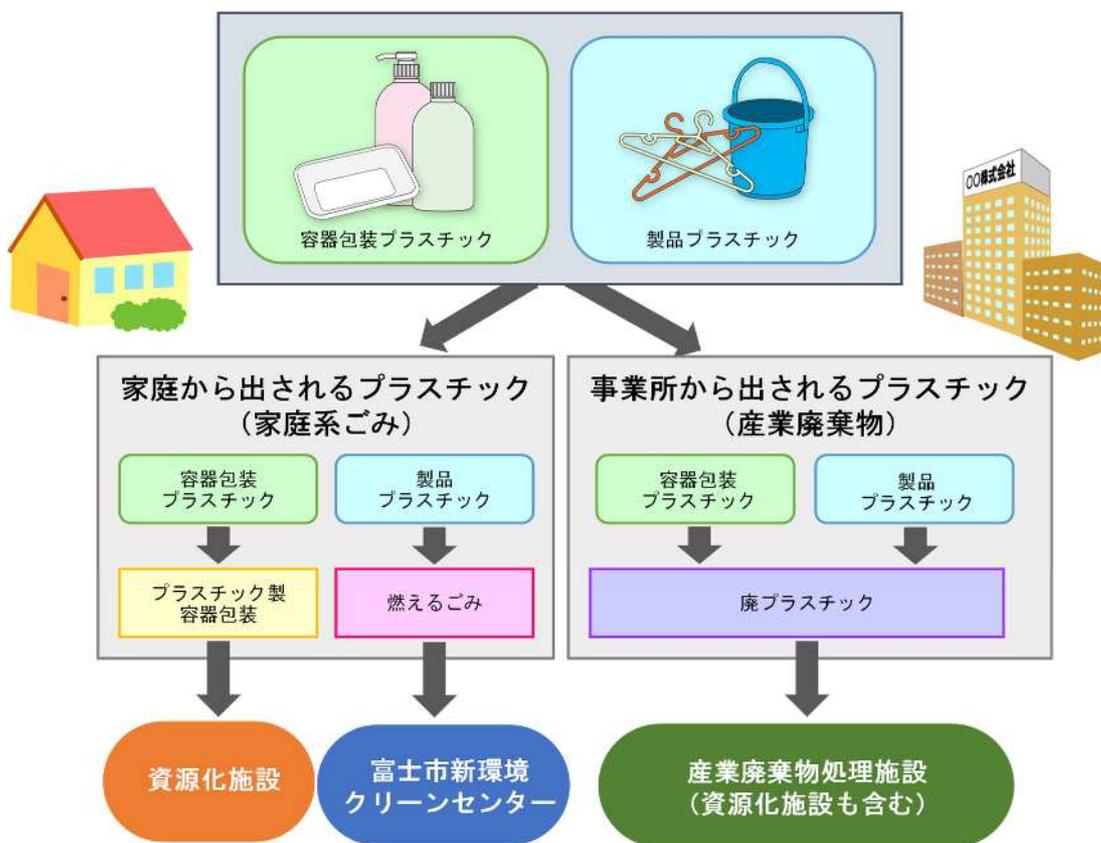
法第4条 地方公共団体の責務



- ごみの適正な処理
- ごみの減量に向けた意識啓発

### 家庭で出すごみと職場で出すごみの違い（例）

例えばプラスチックは、家庭から出される場合は一般廃棄物に該当し、下図のようにプラスチック製容器包装として民間事業者により資源化、あるいは燃えるごみとして本市の新環境クリーンセンターで焼却処理されます。一方で、事業所から出されるプラスチックは産業廃棄物に該当し、家庭から出されるプラスチックとは別に、産業廃棄物処理施設で処理されます（資源化されるものもあります）。



このように同じプラスチックごみでも、家庭と事業所（職場）では、分別や処理方法が異なります。

# 第1章 計画の概要と富士市の特色

## 第1節 計画の概要

### 1 ごみ処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項及び第2項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立った一般廃棄物の3Rの推進及び適正処理等の基本方針となる計画であり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなります。

富士市（以下、「本市」とします。）における「富士市ごみ処理基本計画 2025-2034」（以下、「本計画」とします。）は、「ごみ処理基本計画」として策定します。

#### 3Rとは

3Rとはごみを減らすためのキーワードであり、以下の3つの英語の頭文字を表しています。

- ・ Reduce（リデュース）：そもそもごみを出さない
- ・ Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ・ Recycle（リサイクル）：資源として再び利用する



### 2 本計画の位置づけ及び対象となる廃棄物

#### (1) 本計画の位置づけ

本計画の策定に当たっては、国や静岡県法律・計画等の整合を図るとともに、本市の関連計画である「第六次富士市総合計画」、「第三次富士市環境基本計画」等の上位計画のほか、「富士市ゼロカーボン戦略 2050」、「富士市地球温暖化対策実行計画」、「第四次富士市情報化計画」及び「富士市災害廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るものとします。

本計画は、ごみの発生量及び処理量の見込み、ごみの排出の抑制のための方策に関する事項等、ごみ処理に関する基本的事項を定めるものです。

#### ●食品ロス削減推進計画について

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」とします。）第13条第1項に基づき策定する食品ロス削減推進計画についても、本計画の中に位置づけるものとします。

本計画の位置づけを図1-1に、廃棄物処理関連法令の体系を図1-2に示します。

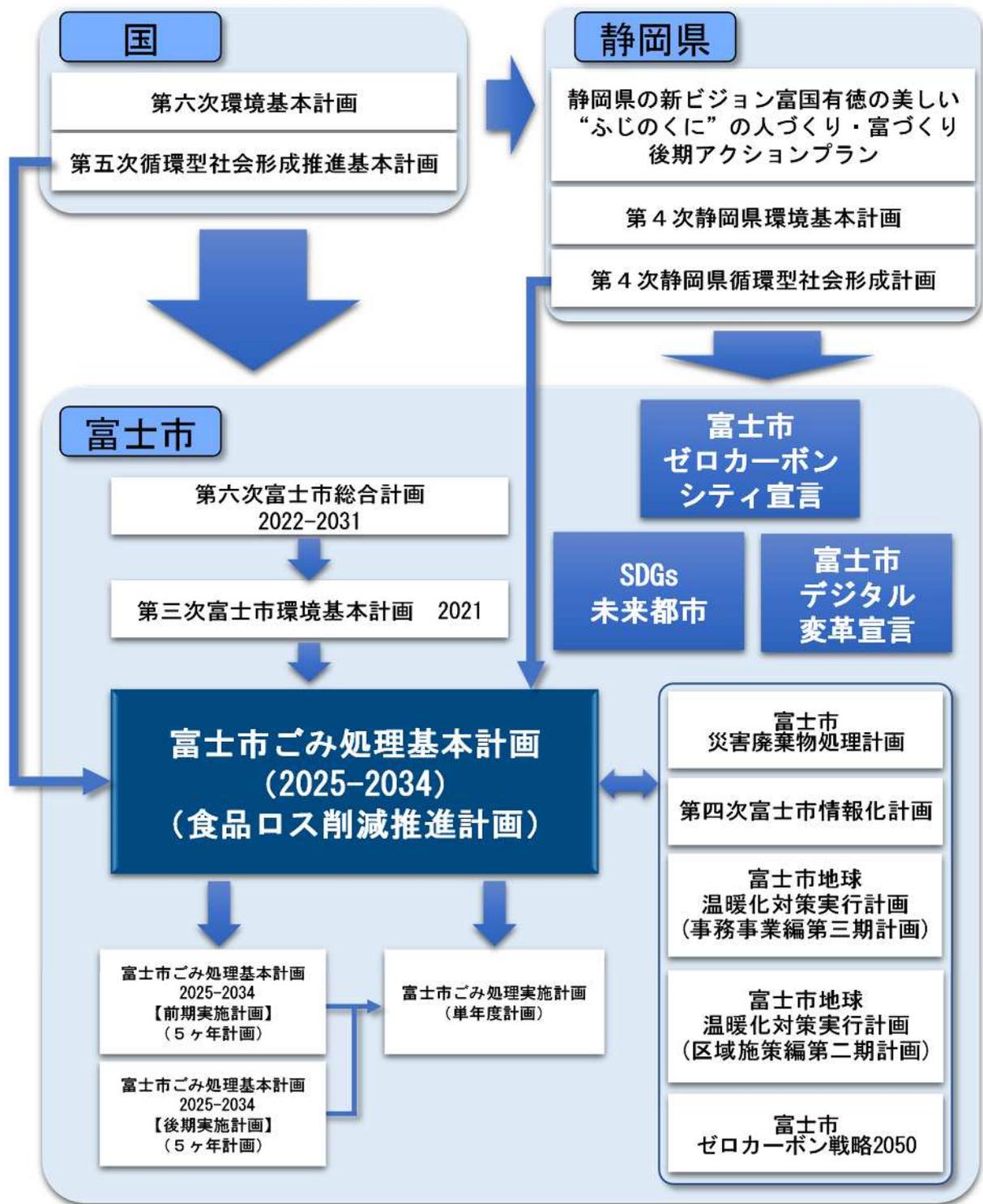


図 1-1 本計画の位置づけ

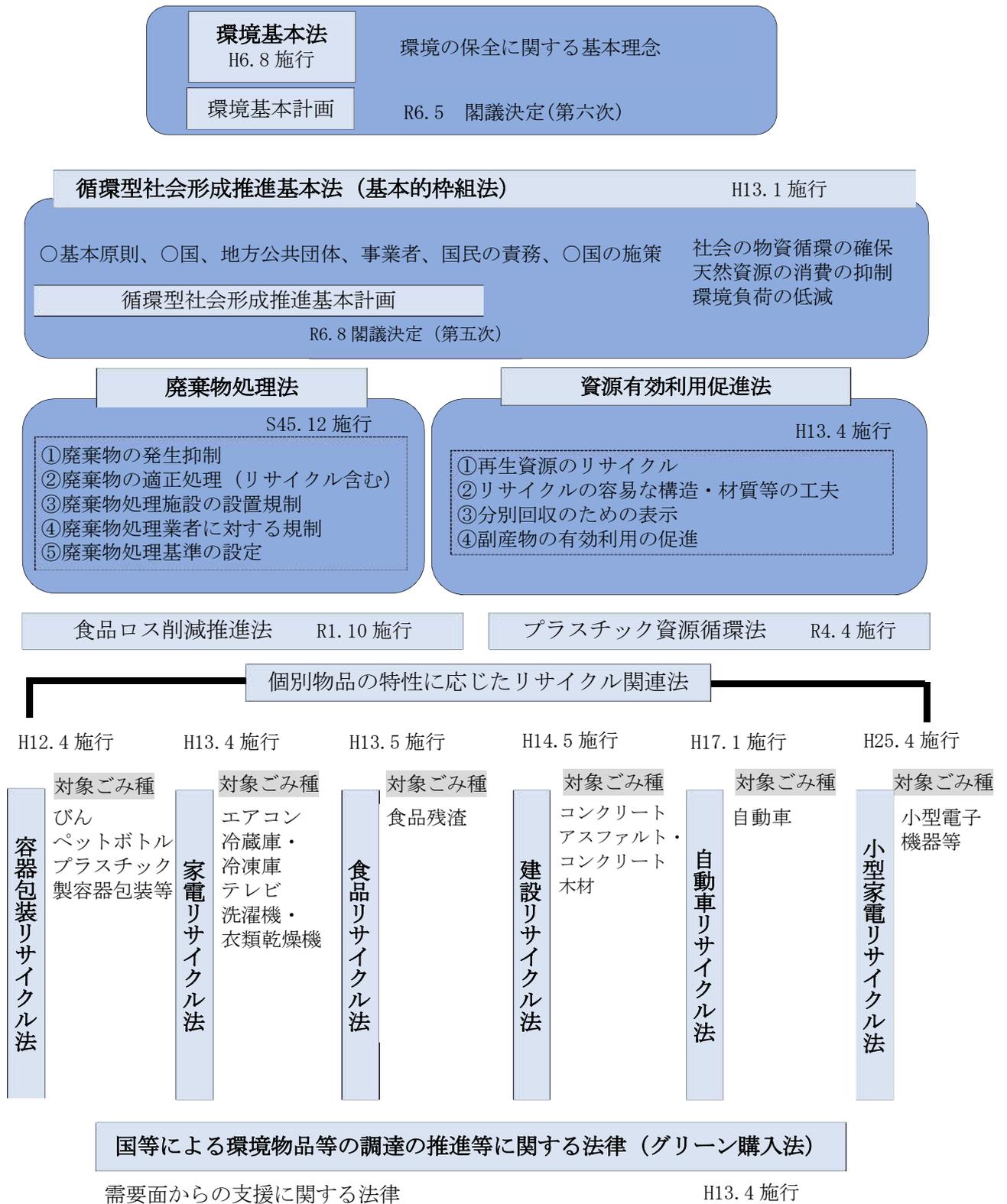


図 1-2 廃棄物処理関連法令の体系

## (2) 対象とする廃棄物

本計画では、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

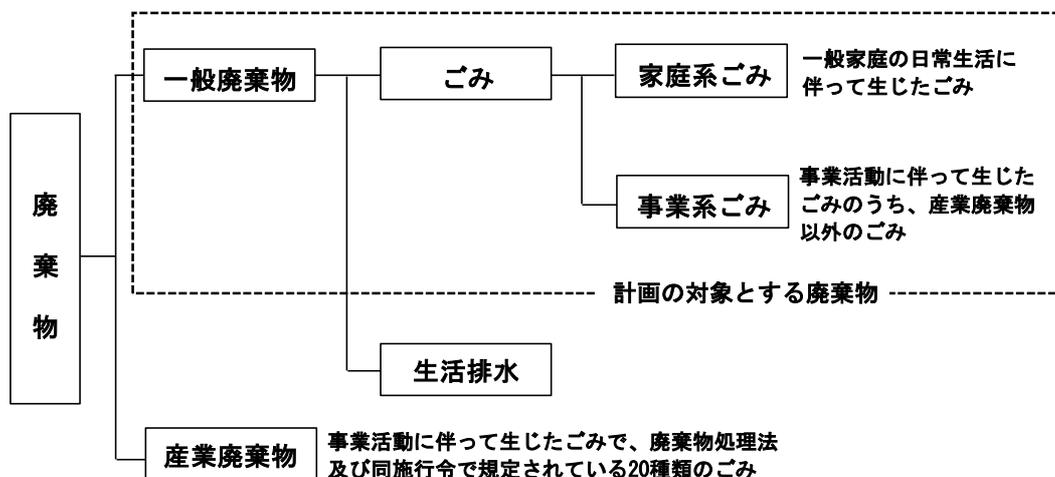


図 1-3 対象廃棄物

## 3 計画期間

本計画の計画期間は10年間（令和7年度～令和16年度）とします。

施策の具体的な内容やスケジュールについては、5年ごとに作成する前期及び後期実施計画によるものとしますが、社会状況や廃棄物を取り巻く環境の変化に注視し、目標値や施策の見直しが必要となった場合は臨機応変に対応することとします。

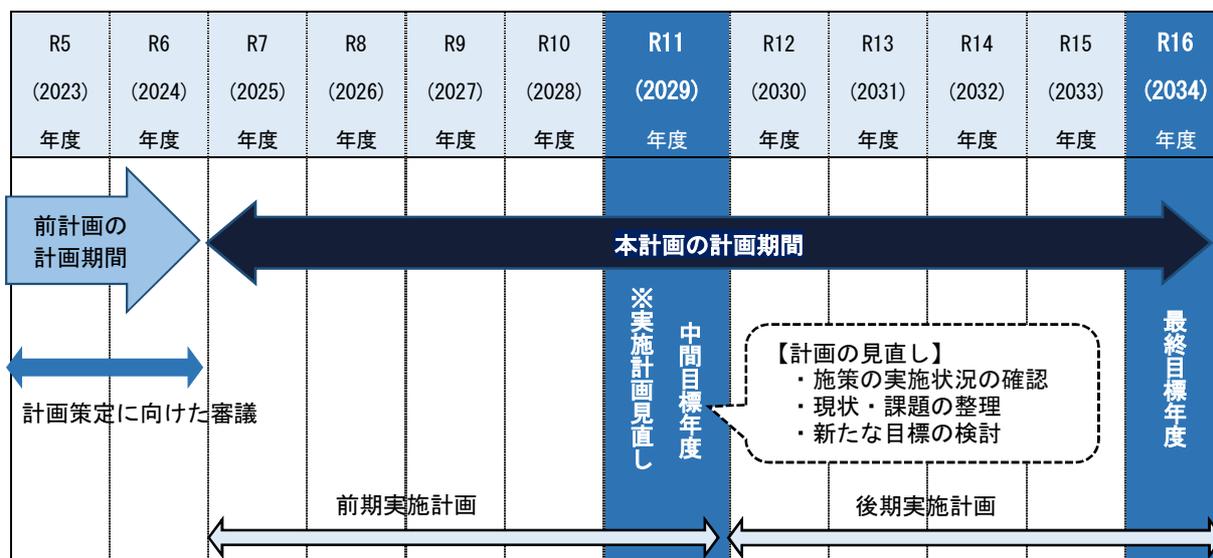


図 1-4 計画期間

## 第2節 本市の特色

### 1 自然環境と地理

本市は静岡県東部に位置し、北には2013年に世界文化遺産に登録された富士山、南には広大な駿河湾があり、海拔0メートルから標高約3,680メートルの富士山までを市域に持つ日本で唯一のまちです。また、市域が縦にも横にも広く、市域内に市街地と自然が共存する自然に恵まれたまちです。

江戸時代には東海道五十三次の宿場として吉原宿が置かれるなど、昔から交通の要所でもあり、現在では東京まで東海道新幹線で約70分（品川へは最短で54分）と首都圏へのアクセスも良好で、市内には新幹線通勤・通学者が多くいるほか、観光客の集客にも力を入れています。

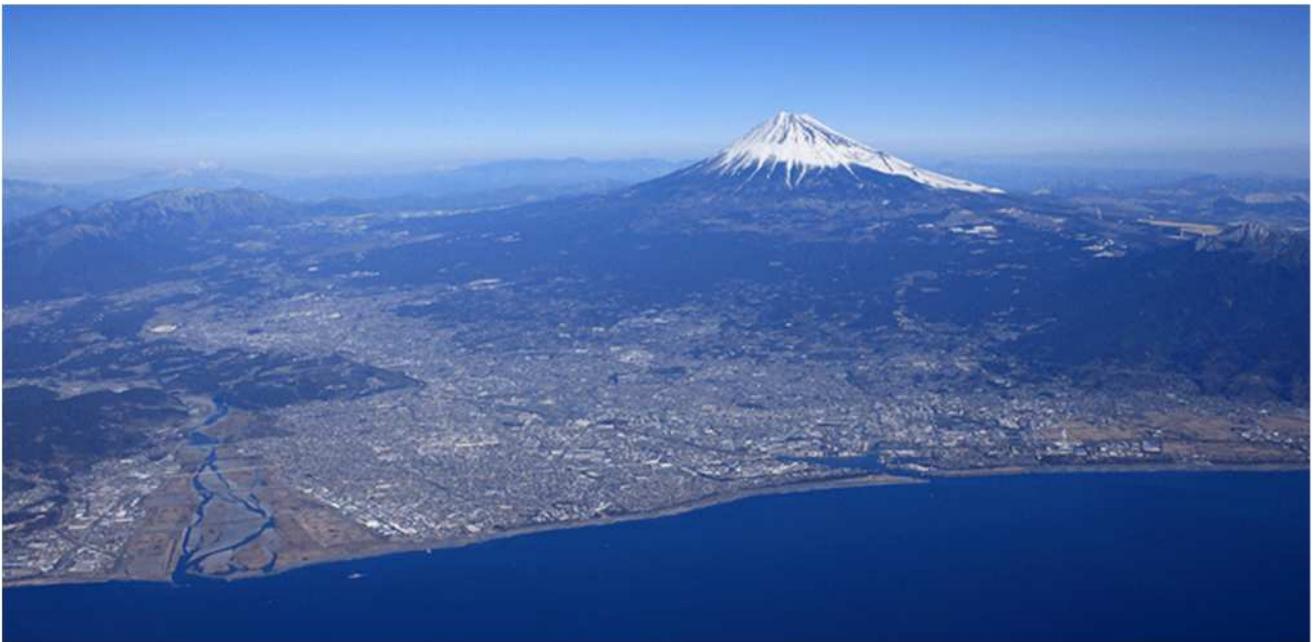
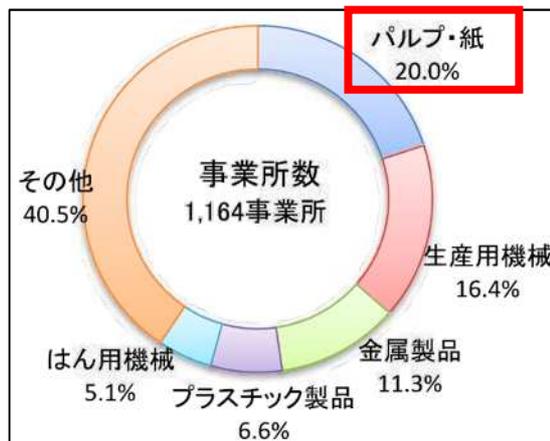


図1-5 富士市の自然環境と地理

## 2 産業

本市は、豊富な水資源、紙の原料である木材の供給地や製品の主要な消費地である大都市への近接などを背景に、明治期以降の近代製紙産業が集積し、全国有数の「紙のまち」として発展してきました。特に、衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュなどの家庭紙）の製造量については、全国で3割以上のシェアを誇っています。

また、「紙のまち」である本市は、古くから民間事業者自らが古紙類の回収ボックスを設置し、不要な古紙類を回収、リサイクルして新しい紙をつくる仕組みを作り上げています。



出典：2020年工業統計調査結果

図 1-6 本市における事業所数

## 3 まちづくり

本市では、地区のコミュニティ活動の拠点である地区まちづくりセンターを、市内のすべての小学校区（26地区）に設置しており、地区まちづくりセンターを中心に町内会（区）やまちづくり協議会の活動が活発に行われています。また、地区まちづくりセンターは、衣類や小型家電などの資源物の回収拠点としての役割も担っています。

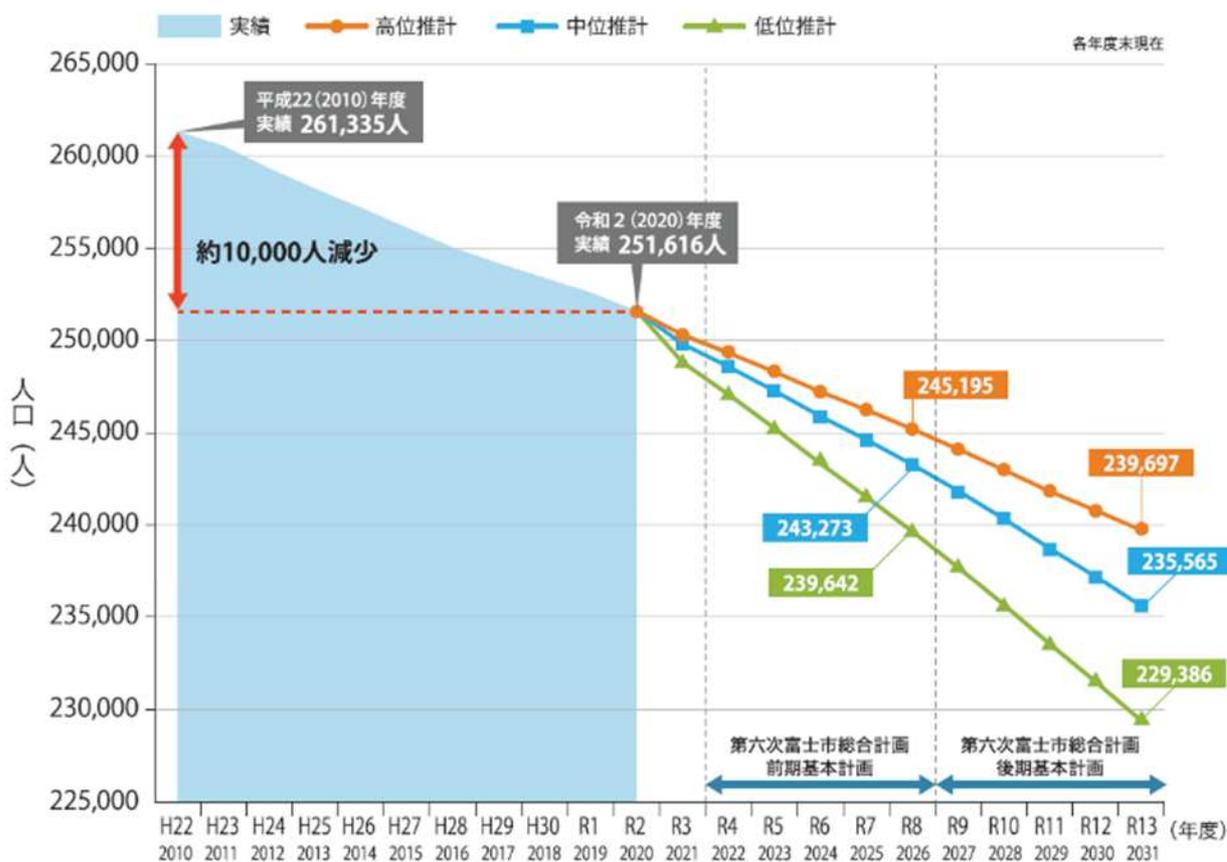


図 1-7 吉原まちづくりセンター

## 4 人口動態

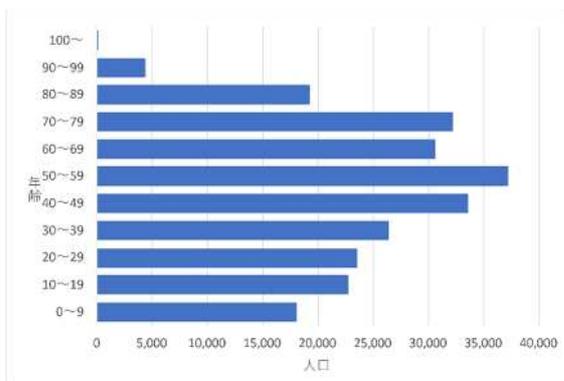
本市の人口は過去 10 年以上減少傾向が続いており、将来の推計においても今後減少していくことが予想されています。しかし、外国人居住者については過去 10 年間で増加傾向を示しており、今後も転入者は増加することが想定されます。

また、人口減少が進行すると同時に、少子高齢化も進行しており、10 代から 20 代の人口よりも 60 代から 70 代の方が多くなっています。



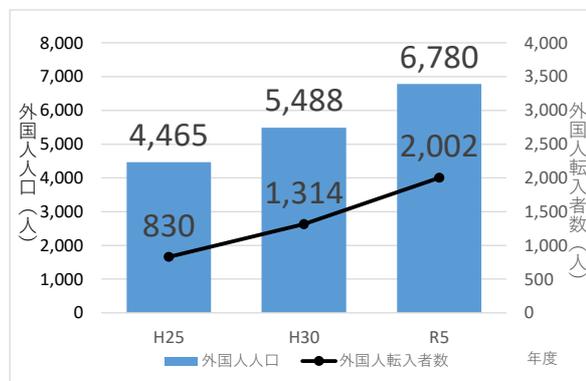
出典：第六次富士市総合計画（令和4年3月）

図 1-8 本市における将来人口推移



出典：富士市人口統計（令和5年度）

図 1-9 令和5年度の本市の年齢別人口



出典：富士市人口統計（令和5年度）

図 1-10 外国人居住者の推移

## 第2章 本市におけるごみ処理の現状

### 第1節 ごみ処理の体制

#### 1 ごみ処理の流れ

令和6年度における本市のごみ処理の流れを以下に示します。「燃えるごみ」の焼却により発生する焼却灰を含め、可能な限り再資源化を行っています。

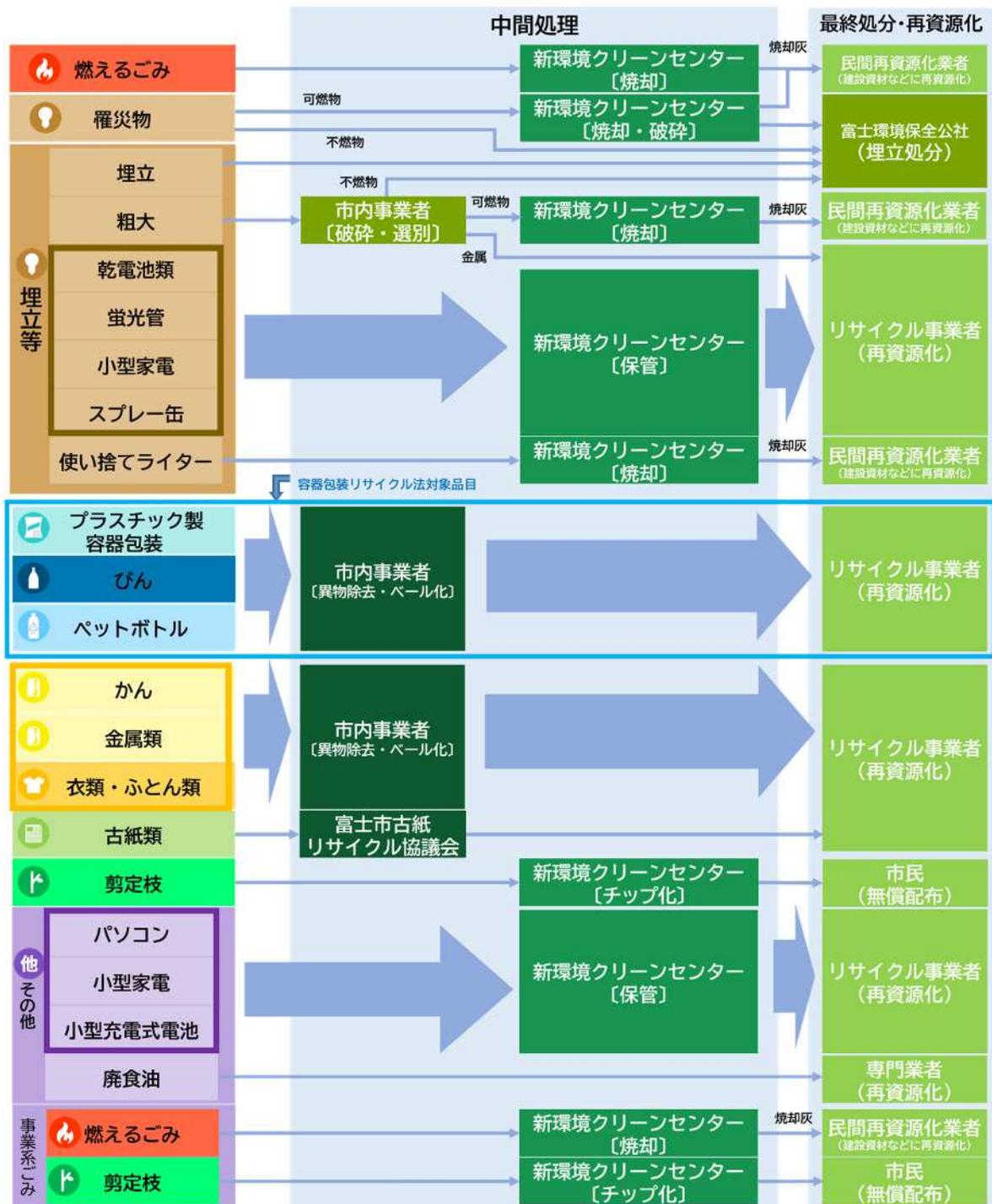


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

## 2 ごみの区分ごとの出し方

市内から排出されるごみを収集する方法は、家庭系ごみを市の責任において収集する方法（計画収集）と、事業系ごみを許可業者が収集する及び一般市民が多量なごみや引越しごみ等を新環境クリーンセンターへ持ち込む方法（直接搬入）があります。ステーションは町内会が設置、維持管理しているため、利用については、町内会との協議になります。

ごみの区分に応じて排出場所、排出方法、収集頻度などを決めています。

表 2-1 ごみの区分ごとの出し方 (令和6年度時点)

ごみの区分		排出場所又は持込先	排出方法	収集頻度		
計画 収集	燃えるごみ	ステーション※1	指定袋 (半透明黄色)	週2回		
	資源物	剪定枝	ステーション (事前申込必要)	麻紐・縄括り	随時	
		プラスチック製容器包装	ステーション	指定袋(透明)	週1回	
		びん類	ステーション	コンテナ	月1回	
		ペットボトル	ステーション	ネット	月1回	
		かん	ステーション	指定袋(透明)	月1回	
		金属類	ステーション	そのまま	月1回	
		古紙類	段ボール・新聞紙・ 紙パック類	ステーション	紙紐括り	月1回
			その他の紙	ステーション	紙紐括り 紙袋(指定なし) 指定袋(透明)	月1回
		衣類・布類 くつ類・小物類	ステーション 拠点(公共施設など)※2	指定袋(透明)	月1回 ----- 随時	
		ふとん類	ステーション	紐括り	月1回	
		廃食用油	拠点(公共施設など)	密閉容器	随時	
		パソコン	新環境クリーンセンター	車両積込	—	
	埋立等	埋立ごみ	ステーション	無色透明の袋	月1回	
		粗大ごみ	ステーション	そのまま	月1回	
		小型家電	ステーション	そのまま	月1回	
			拠点(公共施設など)	回収ボックス	随時	
		小型充電式電池	拠点(公共施設など)	回収ボックス	随時	
		蛍光管	ステーション	紙に包む	月1回	
乾電池類		ステーション	回収缶	月1回		
スプレー缶		ステーション	無色透明の袋	月1回		
使い捨てライター	ステーション	無色透明の袋	月1回			
直接 搬入	事業系ごみ	新環境クリーンセンター	車両積込	—		
	剪定枝(事業系を含む)					
	多量ごみ(家庭系)					
	罹災物・し尿汚泥					

※1 ステーション：町内会により設置されたごみ集積所

※2 拠点(公共施設など)：行政が設置したごみ集積所

## 第2節 ごみと資源の現状

### 1 前計画の目標値と実績値

前計画（富士市ごみ処理基本計画 2015-2024）における目標値と令和5年度実績値を以下に示します。前計画期間内において、様々な取組を行ってきましたが、事業系ごみ量（剪定枝除く）以外の3つの目標値については、令和5年度時点で目標を達成できていません。

表 2-2 前計画における目標値と令和5年度実績値

前計画目標項目		単位	R6年度 目標値	R5年度 実績値
①	家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く）	g/人・日	460	478
②	資源化率（焼却灰の再資源化除く）	%	19.0	12.2
③	1人1日当たりごみ焼却量（家庭系+事業系）	g/人・日	620	629
④	事業系ごみ量（剪定枝除く）	t/年	15,800	14,553

### 2 前計画期間内における取組

前計画期間内における主な取組状況は以下のとおりです。

表 2-3 前計画における施策と取組状況

施策の柱	施策	取組状況（抜粋）
3Rの啓発及び学習の推進	(1) 地域を軸とした減量啓発・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市政いきいき講座の実施</li> <li>○ごみのカレンダー及びごみの分け便利帳の作成・配布</li> <li>○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信</li> <li>○出前講座の開催</li> <li>○市民団体との協働による講座の開催</li> <li>○ふじさんエコトピアの整備</li> </ul>
	(2) さまざまなメディア・ツールの活用	
	(3) 教育機関との連携	
	(4) 市民団体との連携・活動支援	
	(5) 各種団体、他の行政機関との連携	
	(6) 各種イベントによる啓発	
	(7) 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	
家庭系ごみの減量と資源化	(1) 資源物の分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分け便利帳、ごみ情報誌の発行</li> <li>○生ごみたい肥化用バケツ配布事業</li> <li>○ふじさんエコトピアでの家具の修理・販売</li> <li>○粗大ごみ有料化の検討</li> <li>●家庭系食品ロスの削減</li> <li>●「その他の紙」の分別及び回収の推進</li> </ul>
	(2) 生ごみの減量と自家処理の推進	
	(3) 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	
	(4) ごみ処理有料化の検討	
	後期実施計画：家庭系食品ロスの削減	
後期実施計画：「その他の紙」の分別及び回収の推進		

施策の柱	施策	取組状況（抜粋）
事業系ごみの減量と資源化	(1) 指定袋の導入	○事業系一般廃棄物の搬入検査 ○事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出・指導 ○事業者向けパンフレットの作成・配布 ○ごみ処理料金の改定 ●事業系食品ロス削減
	(2) 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導	
	(3) 焼却施設での搬入検査強化	
	(4) 生ごみ資源化の推進	
	(5) 指導要綱に基づく減量指導の実施	
	(6) 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設	
	(7) スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施	
	(8) 事業系ごみ処理料金の見直し	
	後期実施計画：事業系食品ロス削減	
不法投棄対策	(1) 不法投棄監視の強化	○不法投棄監視パトロール隊によるパトロールの実施 ○My City Reportの導入 ○不法投棄防止看板等の配布 ●海洋プラスチック問題への対応
	(2) 関係機関や隣接市町との連携強化	
	(3) 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進	
	(4) 不法投棄廃棄物の処理	
	後期実施計画：海洋プラスチック問題への対応	
収集運搬業者の許可	(1) 収集運搬業のあり方	○収集運搬業許可数の適正化
	(2) 収集運搬業の新規許可の方向性	
ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	(1) 効率的な収集運搬体制の検討・整備	○65歳以上の高齢者を対象とした大型ごみの戸別収集
	(2) 超高齢社会に対応した収集体制の検討	
新たな処理方法や資源化の研究	(1) 新たな処理方法や資源化の研究	○「衣類・布団類」分別収集の推進 ○「その他の紙」分別収集の推進 ●使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究
	後期実施計画：使用済み紙おむつ再資源化の調査・研究	
中間処理施設における適正処理と再資源化	(1) 環境負荷を抑えた処理施設の運転	○新環境クリーンセンターの整備 ○新環境クリーンセンターにおける適正処理とサーマルリサイクル ○災害廃棄物処理計画の策定及び改定
	(2) 新たな中間処理施設の整備・運転	
	(3) 剪定枝資源化の継続実施	
	(4) 災害廃棄物の処理	
	(5) 他の自治体との連携	
	(6) 適正処理困難物の取扱	
	(7) 中間処理業に関する許可	
最終処分量の削減と適正処理	(1) 焼却灰の資源化の検討・実施	○焼却灰資源化の開始
	(2) (株) 富士環境保全公社への処理委託	
	(3) 次期最終処分場の検討・整備	

●：前計画の後期実施計画における重点目標

### 3 ごみ処理の状況

#### (1) 総ごみ排出量（汚泥除く）

本市では、家庭系ごみ・事業系ごみの排出量削減に向けた様々な取組を実施し、ごみの減量に努めてきました。生ごみの水切りや堆肥化、食品ロスの削減を推進するなどの取組の結果、平成26年度以降、総ごみ排出量は減少しています。



図 2-2 総ごみ排出量（汚泥除く）の推移

#### (2) 1人1日あたりの家庭系ごみ量（資源物を除く）

本市では、啓発・情報提供、環境学習等を通じたリデュースや適正排出の推進、食品ロス削減に向けた取組等により、家庭系ごみ量の削減に努めてきました。平成26年度以降、1人1日当たりの家庭系ごみ量は減少しています。

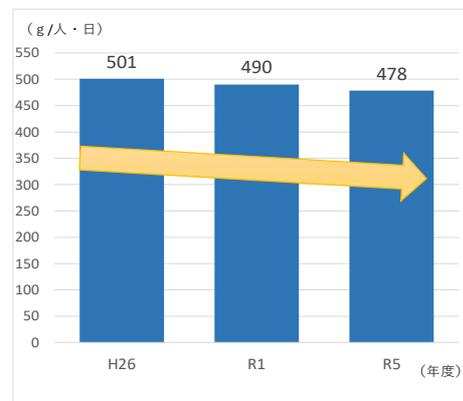


図 2-3 1人1日当たりの家庭系ごみ量（資源物を除く）の推移

#### (3) 事業系ごみ量（剪定枝を除く）

本市では、新環境クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の搬入検査を実施し、適切な分別指導等を実施することで、事業系ごみ量の削減に努めてきました。平成26年度以降、事業系ごみ量は減少しています。



図 2-4 事業系ごみ量（剪定枝除く）の推移

#### (4) 資源化率

本市では、令和2年度から焼却灰の再資源化を開始したことで、資源化率が大きく向上しました。その他、衣類・ふとん類等の回収・資源化等、資源化率向上に向けた様々な取組を実施してきました。



図 2-5 資源化率の推移

### (5) 最終処分量

本市では、令和2年度から焼却灰の再資源化を開始したことで、最終処分量が大きく減少しました。その他、粗大ごみの破碎・選別等により埋立容量を最小限に抑える取組を実施してきました。

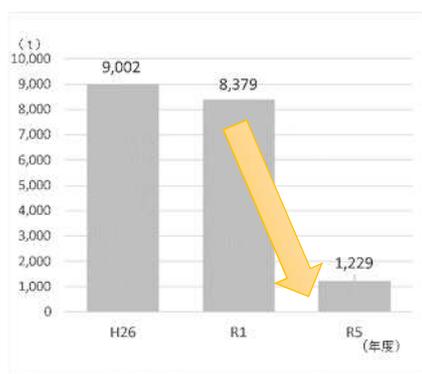


図 2-6 最終処分量の推移



図 2-7 最終処分場 S  
(株式会社富士環境保全公社)

### (6) ごみ処理経費

令和5年度におけるごみ処理経費はそれぞれ以下に示すとおりです。ごみ量の削減が市民1人1人の負担軽減にもつながります。

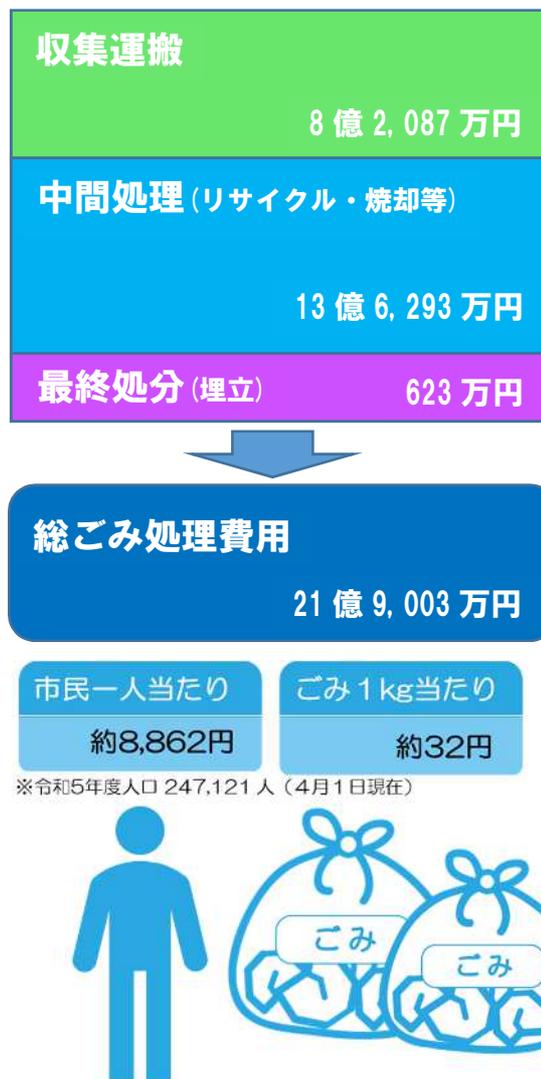


図 2-8 令和5年度におけるごみ処理経費

#### 4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表

本市のこれまでの主なごみ処理事業関係の年表を以下に示します。

表 2-4 これまでの主なごみ処理事業関係の年表

年	月	内容
昭和		
61	3	富士市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
	9	第1清掃工場（旧環境クリーンセンター）竣工
平成		
6	3	富士市ごみ処理基本計画（第一次計画）を策定
11	7	<b>ペットボトル</b> の拠点回収を開始（令和6年3月終了）
12	4	<b>剪定枝</b> の資源化事業を開始
13	3	富士市ごみ処理基本計画 2000-2014（第二次計画・フジスマートプラン 21）を策定
15	3	富士市廃棄物の減量及び清掃に関する条例制定
15	4	<b>株式会社富士環境保全公社</b> の最終処分場・中間処理施設の事業開始
18	4	<b>その他の紙、ペットボトル</b> のステーション回収を開始
	10	<b>白色トレイ</b> の拠点回収を開始（平成24年3月終了）
21	4	家庭系ごみ指定袋の導入
		<b>プラスチック製容器包装</b> の分別収集を開始
	6	市内一部店舗でレジ袋の無料配布中止
22	6	小学校において <b>廃食用油</b> の拠点回収を開始
24	4	地区まちづくりセンターでの <b>衣類・小物類</b> の拠点回収を開始
25	4	<b>小型家電</b> のステーション回収を開始
	10	<b>高品位小型家電</b> の拠点回収を開始
26	4	協働型古紙回収制度を開始
27	3	富士市ごみ処理基本計画 2015-2024（第三次計画）を策定
30	11	食品ロス削減強化月間キックオフイベント開催 毎年12月と1月を食品ロス削減強化月間に指定
令和		
2	10	<b>新環境クリーンセンター竣工</b> （ふじさんエコトピア・ふじかぐやの湯オープン） ごみ分別アプリ「さんあ〜る」供用開始 <b>スプレー缶と使い捨てライター</b> の収集区分を埋立等に変更 新環境クリーンセンターにおいて <b>焼却灰の資源化</b> を開始
5	4	高品位小型家電の拠点回収対象に、 <b>小型家電・小型充電式電池</b> を追加
7	3	富士市ごみ処理基本計画 2025-2034（第四次計画）を策定

## 5 ごみ処理関連施設

本市のごみ処理に関連する施設について、以下に示します。

### ①新環境クリーンセンター



新環境クリーンセンターは令和2年10月に竣工したごみ処理施設です。工場棟、資源回収棟、循環啓発棟から成り立っています。

工場棟では、燃えるごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力を賄っています。併せて循環啓発棟の余熱利用体験施設「ふじかぐやの湯」に給湯熱源として熱を供給しています。

資源回収棟では、市民が持ち込んだ資源物等を一時的に保管し、リサイクルや適正処理につないでいます。

### ②ふじさんエコトピア



ふじさんエコトピアは新環境クリーンセンターの循環啓発棟で、展示室、展示コーナー、修理再生室、修理工房、食材再生室等を備える、市民の環境学習・環境啓発を推進する施設です。

団体の活動の拠点としても利用されており、資源循環や環境に関する様々な講座やイベントを開催しています。

また、家庭で不要になった家具の修理・販売、自然環境の創造（森林環境創造ゾーン）も行っており、3Rや環境保全について啓発しています。

### ③ふじかぐやの湯



ふじかぐやの湯は新環境クリーンセンターの循環啓発棟で、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用したさまざまなお風呂が楽しめる余熱利用体験施設です。休憩できる大広間や食事処なども備えています。

随所に地元産の富士ヒノキを使用し、リラックスできるように落ち着いた空間になっており、明るく開放的な空間の中で、食・遊・憩・浴を楽しめる市民の憩いの施設です。

### ④株式会社富士環境保全公社



株式会社富士環境保全公社（以下、「公社」とします。）は、最終処分場の確保が非常に困難な状況の中で、社会的にも信頼性の高く安定した廃棄物処理事業の推進を図るために、市内の排出事業者と富士市が一体となり産業廃棄物と市の収集する一般廃棄物を併せて処理する第3セクターとして設立されました。

第一期・第二期最終処分場、中間処理施設の運営・管理を行っています。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画策定の背景

#### 1 SDGsの実現に向けた動き

平成27(2015)年9月の国連総会において、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が掲げられ、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットが示されました。ごみ処理分野においても多くのゴールに関係しており、目標達成に向けた取組が求められています。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 3-1 SDGs の 17 のゴール

令和12(2030)年を年限とする17の国際目標の達成に向けて、国でも「SDGs実施指針」の改定や「SDGsアクションプラン」の作成(平成29(2017)年から毎年)を行っており、静岡県においても「静岡県SDGsビジネスアワード」を実施する等、取組が進んでいます。本市もSDGs未来都市として令和2(2020)年7月に選定され、「富士市第2期SDGs未来都市計画(2023-2025)」の策定をはじめ、地域循環共生圏(ローカルSDGs)づくりに向けた取組を進めています。

#### 地域循環共生圏とは

地域循環共生圏とは、地域で環境・社会・経済の課題を同時に解決していくことで、「ローカルSDGs」とも呼ばれます。都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を目指します。

## 2 循環型社会形成に向けた取組の強化

国が策定する循環型社会形成推進基本計画について、令和6年度に第五次計画が策定されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくこと、つまり循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

また、上記計画において、国が地方自治体に求める役割として、「地域の市民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携する仕組みを構築すること」、「環境教育・環境学習の場の提供」、「様々な状況にある住民の多様性を配慮すること」、「循環資源の拠点・店頭回収をすることによる環境負荷の削減効果の発信と拠点・店頭回収の促進」、「リデュース・リユース、リペア等の重要性を市民に啓発すること」などが挙げられています。

### サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミーとは、日本語で「循環経済」と言います。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のリニアエコノミー（直線型経済）に代わって、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムです。

#### リニアエコノミーでは…

廃棄物の増加や環境汚染が引き起こされる可能性がある。

使い捨てられる製品が多く、廃棄物処理の負担が増大し、環境への負荷が高まる。

石油などの再生利用が困難な資源の使用が一般的であり、資源の枯渇や環境への負荷が懸念される。

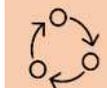
人間活動において、廃棄物（ごみ）は必ず発生するものという考えが前提にあった。



#### サーキュラーエコノミーでは…



**廃棄物・汚染などを出さない**  
有害物質の排出や大気汚染など、人や自然環境への負荷となる原因を明らかにし、製品から排除する。

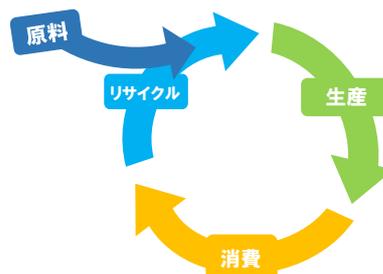


**製品や資源を使い続ける**  
設計によって製品や素材などの価値を高め、循環させ続けること。製品の再製造やリサイクルも含む。



**自然のシステムを再生する**  
自然によって作られる水や土壌、森林などの自然資本の保存・増加が目的。再生可能な資源を活用すると、枯渇が進む化石燃料などの非再生資源の使用も抑えられる。

設計段階から廃棄物（ごみ）を出さないように製品やサービスをデザインするなど、そもそもごみを出さない前提の経済システムで、ごみを資源として循環させることで、資源の投入量を最小限にし、資源循環に対する付加価値を生み出す経済を目指す。



### 3 脱炭素に向けた動き

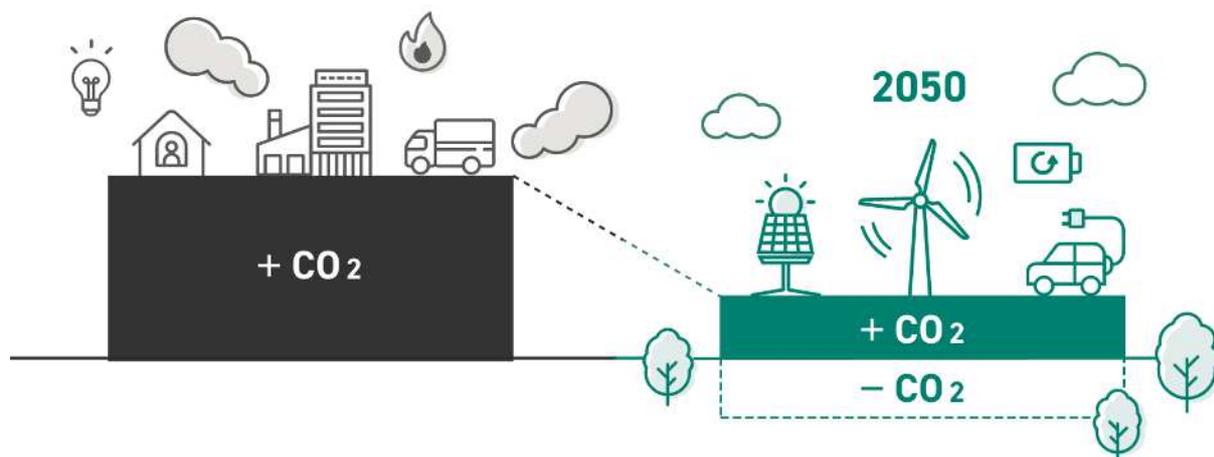
120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げており、廃棄物分野でも国が本格的な検討を開始しています。静岡県においても令和3（2021）年2月の『2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ』表明後、令和4（2022）年3月策定の「静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」の中で、脱炭素社会の実現に向けた道筋を示しています。

本市も令和3（2021）年4月の「富士市ゼロカーボンシティ宣言」の後、「富士市ゼロカーボン戦略2050」、「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）」等の関連計画を策定し、脱炭素に向けた取組を推進しています。

#### カーボンニュートラルとは

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計をゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、ごみ処理分野においても温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。



出典：環境省ウェブサイト

図 3-2 カーボンニュートラルのイメージ

### 4 プラスチック問題への対応

令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」に続き、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」とします。）」の施行等、プラスチック削減のための取組が急務となっています。特に市町村においては、製品プラスチックの再資源化に努めることとされています。また、静岡県は、約506kmの海岸線を有しており、海岸への漂着ごみ（海岸漂着物）が広範囲で確認されています。このような状況を受けて静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」の実施等、海洋プラスチック問題への取組に力を入れています。

## 5 食品ロス削減に向けた動き

まだ食べられるのに、捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」と言います。食べ物を捨ててしまうのは、もったいないだけでなく、地球環境にも悪影響を与えることから、食品ロスを減らすためのさまざまな取組が行われています。

令和元年10月より「食品ロス削減推進法」が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定される等、食品ロス削減のための法体制が整備されました。静岡県でも「第4次静岡県循環型形成計画」の中に食品ロス削減推進計画を位置づけています。



図 3-3 食品ロス削減国民運動ロゴマーク  
(ろすのん)

## 6 自然災害への対応

東日本大震災や能登半島地震などの大地震をはじめ、台風や線状降水帯の発生に伴う大雨による水害や土砂災害等も近年頻発化し、静岡県内でも大規模な被害が発生しています。自然災害発生時における災害廃棄物の処理に関して、これらの経験を踏まえ、平時から災害を想定した備えが重要になっています。本市でも被災後における復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とし、「富士市災害廃棄物処理計画」を令和3年6月に改定しています。



図 3-4 静岡市清水区への収集支援  
(令和4年度)

## 7 デジタル技術活用の流れ

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を掲げ、令和3年(2021年)9月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和2年8月に「富士市デジタル変革宣言」を発出しています。本宣言は、デジタル変革の柱として「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」の3つを掲げており、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残すことなく、市全体を発展させることを目指しています。

したがって、ごみ処理分野においてもデジタル技術の活用を推進していく必要があります。

## 第2節 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

本市における現状やごみ処理分野における社会情勢の変化を踏まえ、本計画における基本理念は以下のとおりとします。

#### 本市の特色

- ・駿河湾から富士山を市域に持つ日本で唯一のまちであり、豊かな自然にめぐまれたまち

#### 本市の上位計画における目指す姿

- ・第六次富士市総合計画における「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」の実現
- ・第三次富士市環境基本計画における「資源を有効活用する ごみのない美しいまち」の実現

#### 計画策定に向けて踏まえるべき社会背景

- ・「ごみ」や「エネルギー」を「資源」として捉える価値観の転換
- ・脱炭素化、サーキュラーエコノミーへの移行及び循環型社会の形成
- ・SDGsの実現及び地域循環共生圏の形成を想起させる意識の醸成
- ・富士市デジタル変革宣言に基づく、デジタル技術の活用
- ・食品ロス削減推進法に基づく、食品ロスの削減の推進
- ・大規模な自然災害の頻発化を受けた災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の重要性
- ・長期的でグローバルな視点による資源循環・ごみ処理体制の構築



**【基本理念】** 資源を循環させるまち

## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、本計画における基本方針は以下のとおりとします。

### (1) 長期的でグローバルな視野による計画づくり

持続可能な開発目標 SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、世界の貧困をなくすこと及び持続可能な世界を実現することを目指しています。

本市におけるごみ処理分野においても、脱炭素化やサーキュラーエコノミーへの移行及び循環型社会の形成による持続可能な社会の構築を目指す中で、進行する少子高齢化への対応の食品ロス削減の推進、自然環境の保全など、あらゆる面において持続可能な体制の構築を進めます。

このように、単にごみを処理するという考え方ではなく、長期的かつグローバルな視点に立ち、将来に向けてより望ましいごみ処理の在り方を目指す計画とします。

### (2) 資源循環における効率的な処理体制の構築

「資源を循環させるまち」という基本理念の下、ごみを資源と捉え、効率的に循環させる処理体制を構築します。

そのために、行政による資源回収に留まらず、市民・事業者・行政が連携し、より便利で効率的な資源化体制の構築を目指します。特に、「紙のまち」として知られる本市においては、紙をつくるだけでなく紙を大切に作る気持ちを醸成し、本市全体で紙を資源として循環させる体制を強化・推進します。

また、新環境クリーンセンターにおけるサーマルリサイクルや焼却灰のリサイクル等、燃えるごみの処理においても徹底した資源の有効活用・省エネルギー化を行うほか、災害廃棄物の発生を見据えた必要な取組を行い、安全・適正で持続可能な処理を推進します。

#### サーマルリサイクルとは

サーマルリサイクルとは、廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。本市の新環境クリーンセンターでは発電した電力を施設内利用しているほか、ふじかぐやの湯への熱供給も実施しています。

### (3) 3Rの推進

デジタル技術を活用した普及啓発・情報提供や、食品ロス削減に向けた取組など、まずはリデュース（発生抑制）を推進し、不要となったものはリユース（再使用）を促すような仕組みづくりに努めます。それでも発生するごみについて、できる限り資源物として分別収集しリサイクル（再生利用）するといった3Rの優先順位の原則を守りつつ、3Rを推進します。その中で、市民・事業者・行政の3者が連携することで、より効果的な3Rの推進を目指します。

#### 心がける順番は？



① Reduce（リデュース） は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。

○マイバックを持って無駄な包装は断る。○食品ロスを出さない。○詰め替え用の製品を選ぶ。

② Reuse（リユース） は、使える物は繰り返し使うこと。

○衣類を「おさがり」する。○フリーマーケットやフリマアプリを活用し、不用品の再使用に努める。

③ Recycle（リサイクル） は、ごみを資源として再び利用すること。

○ごみを正しく分別し、資源として再利用できるようにする。○リサイクル製品を積極的に利用する。

図 3-5 3Rのイメージ図

### 第3節 目標値

#### 1 目標値項目について

基本理念と基本方針を踏まえ、本計画における「ごみ」や「資源物」に関する目標値項目として、以下の4つを設定します。



前計画における目標値項目から、本計画において変更となるものは以下のとおりです。

表 3-1 前計画と本計画との目標値項目の変更点

目標値項目	前計画	本計画
総ごみ排出量（汚泥除く）	—	○
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量（資源物除く）	○	○
事業系ごみ焼却量（資源物除く）	○	○
資源化率	○ （焼却灰の資源化を含まない）	○ （焼却灰の資源化を含む）
1人1日当たりごみ焼却量	○	—

前計画においては、新環境クリーンセンターの整備に関する指標として、家庭系と事業系を合わせた「焼却量」に着目した目標値項目を用いていましたが、新環境クリーンセンターの整備が終了したため、「1人1日当たりごみ焼却量」に代わり、ごみの排出状況の基礎的な指標である「総ごみ排出量」を新たに目標値項目として設定します。

## 2 目標値項目の対象と設定理由

目標値項目の対象となるごみと3R及びそれぞれの設定理由は以下のとおりです。

表 3-2 本計画における目標値項目とその対象

項目	対象とするごみ		対象とする3R		設定した理由
	家庭系ごみ	事業系ごみ	リデュース リユース	リサイクル	
① 総ごみ排出量 (汚泥除く)	○	○	○	○	市全体で「ごみ」として捨てられるものを減らしていくための目標値項目です。
② 家庭系ごみ1人 1日当たり排出 量(資源物除く)	○		○	○	市民1人1人が出す「燃えるごみ」や「埋立ごみ」を減らしていくための目標値項目です。
③ 事業系ごみ焼却 量(資源物除く)		○	○	○	事業所から出るごみを減らしていくための目標値項目です。
④ 資源化率	○	○		○	ごみの分別やリサイクルを推進していくための目標値項目です。

ごみの発生から処理までの流れの中で、各目標値項目が示す部分を以下のとおり示します。

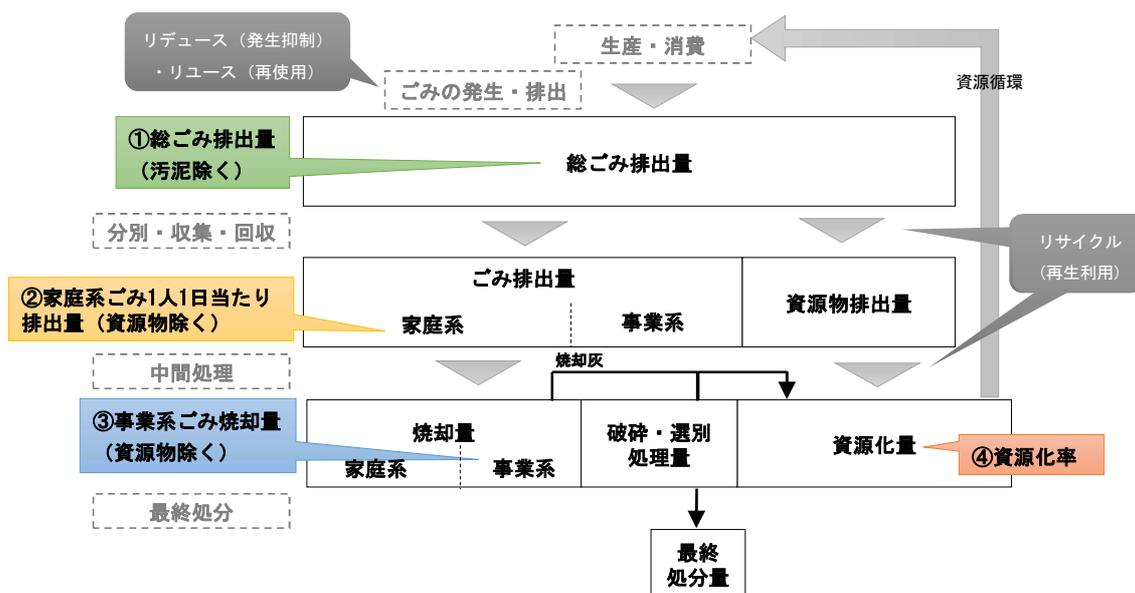


図 3-6 ごみの発生から処理までの流れと本項目における目標値項目の関係性

### 3 目標値の設定について

それぞれの項目に対する目標値（令和16年度）及び中間目標値（令和11年度）について、以下のとおり設定します。

表 3-1 本計画における目標値

項目	単位	R 5 年度 (2023 年度) 実績値	中間目標値 R 11 年度 (2029 年度)		目標値 R 16 年度 (2034 年度)	
			値	増減率※	値	増減率※
① 総ごみ排出量 (汚泥除く)	t	66,002	63,885	-3.2%	61,521	-6.8%
② 家庭系ごみ1人1日当たり 排出量(資源物除く)	g/人・日	478	469	-1.9%	460	-3.8%
③ 事業系ごみ焼却量 (資源物除く)	t	14,553	14,519	-0.2%	14,490	-0.4%
④ 資源化率 (焼却灰の資源化含む)	%	21.5	22.2	+0.7 ポイント	22.6	+1.1 ポイント

※ 増減率は令和5年度実績値を基準とした目標値の増減率を示す（ただし、資源化率については差分を示す）

### 4 目標値の算出方法と目標値

目標値については、これまでのごみ処理実績を踏まえた単純推計値(\*)に、本計画の施策による効果を反映させることで設定しました。反映に当たっては、数値化が容易で、施策の効果が比較的わかりやすい以下の4つを選出しています。

(\*)単純推計値：本市における現行の施策及び分別収集・処理体制を維持した場合のごみ量の将来的な推移を算出した値。

生ごみ（食品ロスを含む）の削減	
施策 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの堆肥化や水切りを推進し、生ごみをさらに減らします。</li> <li>食品ロスの削減に向けた取組を強化します。</li> </ul>
家庭系燃えるごみ中の混入資源物の削減	
施策 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭系ごみの組成分析調査の結果によると、家庭の燃えるごみには資源物の混入が多く見られます。このうち特に混入率が高く分別徹底の余地が大きいと考えられる古紙、衣類、容器包装プラスチックについて、分別排出への協力を呼び掛けることで資源化量の増加を図ります。</li> </ul>
家庭系粗大ごみの削減	
施策 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭で捨てられる粗大ごみにはまだ使えるものが多くあります。家庭でのリユースや新環境クリーンセンターでの修理・販売を推進し、粗大ごみの削減を図ります。</li> </ul>
事業系ごみの削減	
施策 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への啓発・指導のほか、新環境クリーンセンターでの展開検査の強化、事業所への立入検査等の実施等により、事業系ごみの削減を図ります。</li> </ul>

(1) 総ごみ排出量（汚泥除く）

市内で排出される燃えるごみや資源物、埋立ごみ等の総計です（汚泥は除きます）。事業所から排出される生ごみやリサイクルできない紙くずなども含みます。



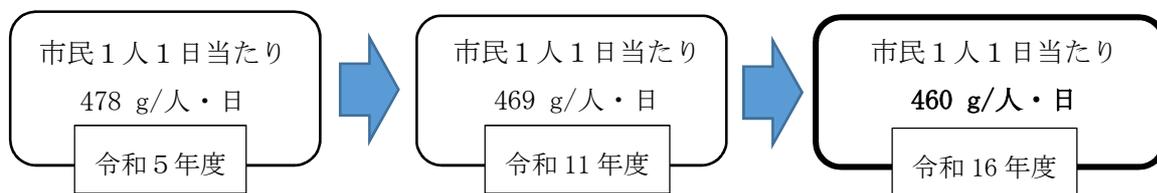
この目標を達成するために、デジタル技術を積極的に活用し、行政・市民・事業者が連携しながら、民間事業者と連携した資源物回収の推進や、リデュース・リユースの推進等に取り組みます。



図 3-7 総ごみ排出量（汚泥除く）の目標値

## (2) 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く）

家庭から排出されるごみのうち、資源物を除く「燃えるごみ」や「埋立ごみ」等を、市民1人1人が1日当たりに排出する量として示した値です。



この目標を達成するために、行政と市民が連携しながら、食品ロスの削減を含む家庭系ごみのリデュース、民間事業者と連携したリユースの推進、ごみ・資源物の分別・リサイクルの推進等に取り組めます。

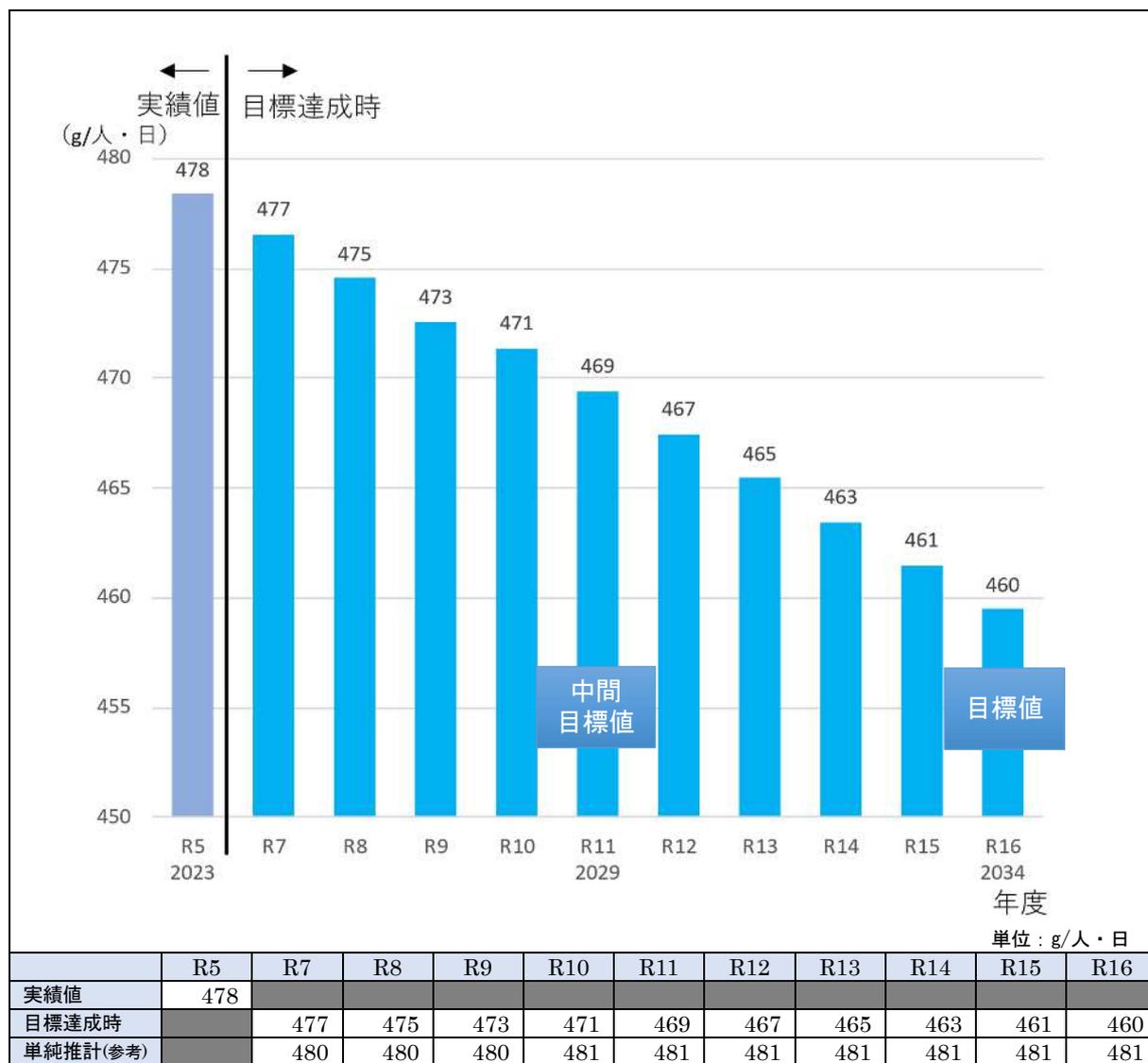


図 3-8 家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く）の目標値

### (3) 事業系ごみ焼却量（資源物除く）

事業所から排出されるごみのうち、新環境クリーンセンターで焼却するごみの総量です。市が処理する事業所のごみは「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」と呼ばれ、生ごみや、リサイクルできない紙くず、草花類等が対象です（プラスチックや金属などの産業廃棄物は対象外です）。



この目標を達成するために、事業所から排出される古紙のリサイクルの徹底、事業系一般廃棄物の搬入検査の強化や事業者に対する分別の啓発等、事業者に対する3Rの推進に取り組みます。

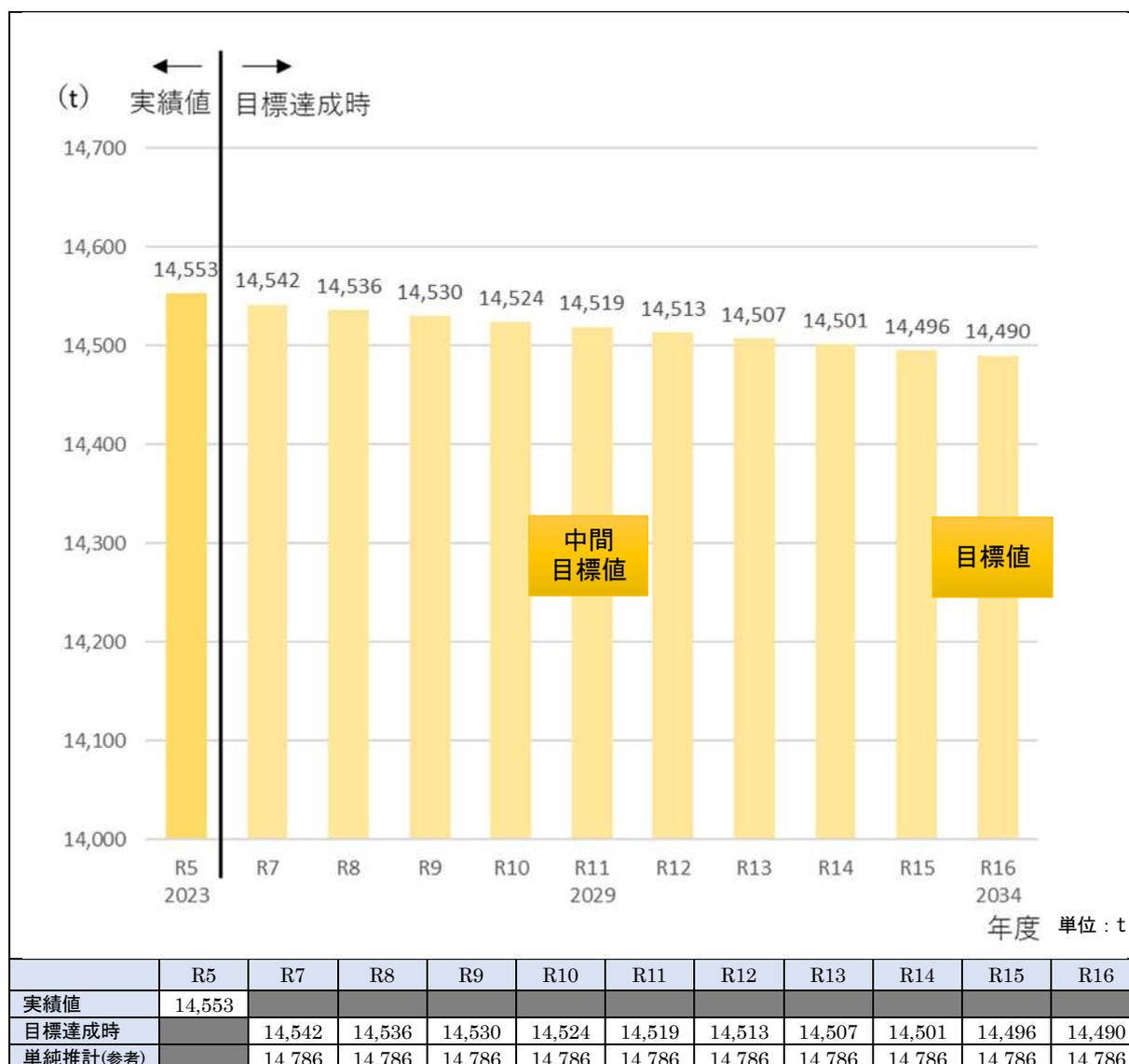


図 3-9 事業系ごみ焼却量（資源物除く）の目標値

#### (4) 資源化率

家庭から排出されたごみのうち、資源物として収集、または市の施設で処理後に資源化したものの割合を示す値です。この数値が大きければ大きいほど、ごみを資源として有効に活用していることとなります。



この目標を達成するために、「その他の紙」等の分別推進による古紙回収量の増加、ごみ・資源物の分別・リサイクルの推進、新たなリサイクルの研究等に取り組みます。



図 3-10 資源化率の目標値

## 第4節 目標達成に向けた施策

目標達成に向けた基本施策1～8について、現状の社会情勢や基本理念及び基本方針を踏まえて、次のように設定します。

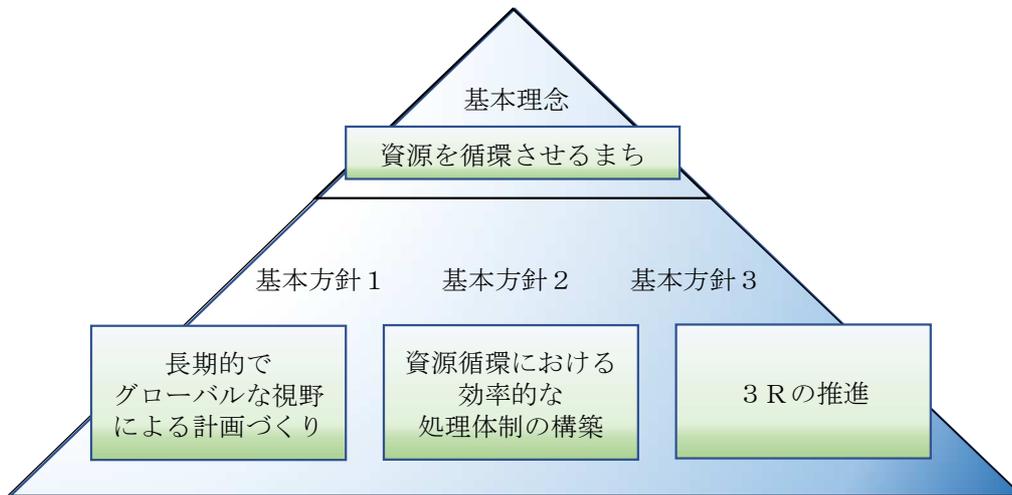


図 3-11 基本理念及び基本方針

### デジタル推進

急速に進化するデジタル技術を最大限活用することが暮らしの質や価値を高めることにつながることから、富士市デジタル変革宣言のもと、ごみ処理分野においてもデジタル技術を活用した施策を実施することとし、次の基本施策を掲げます。

### 基本施策1. デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現

これまで本市は、紙を多く生産する「紙のまち」として発展してきました。本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を目指す上で、紙の資源循環は本市にとって大切なことです。

これまでの「紙のまち」としての強みを活かし、富士市全体で「紙を大切にするまち」を目指すため、次の基本施策を掲げます。

### 紙の循環

### 基本施策2. 紙をつくるまちから紙を大切にするまちへ

### 食品ロスの削減

多くの食品ロスが発生している現状を受け、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、全国的に食品ロス削減に対する気運が高まりを見せています。本市においても「みんなでなくそう食品ロス」をスローガンに、これまで様々な食品ロス削減対策に取り組んできました。食品ロスの削減にさらに取り組むため、次の基本施策を掲げます。

### 基本施策3. 「みんなでなくそう食品ロス」の推進

ごみを効率的に処理することや、これまで以上にごみの減量を推進していくためには、市だけではなく、市民や事業者と連携して取り組んでいくことが不可欠です。

様々な主体との連携を強化・構築していくため、次の基本施策を掲げます。

#### **基本施策 4. 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築**

本市は富士山や駿河湾をはじめ、豊かな自然環境に恵まれています。今後もこの豊かな自然環境を守り次世代へとつないでいくために、次の基本施策を掲げます。

#### **基本施策 5. 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組**

本計画の基本理念である「資源を循環させるまち」を実現するため、ごみ減量・資源循環のキーワードである3Rを推進していきます。ごみをしっかりと分別することはもちろん、リデュース（排出抑制）とリユース（再利用）をさらに推進していくため、次の基本施策を掲げます。

#### **基本施策 6. 3Rの推進に向けた取組**

急速に進む少子高齢化や、外国人居住者の増加、多様化するライフスタイルなど、変化する社会情勢に対応したごみ処理体制を整えることが求められています。そのため、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた基本施策を掲げます。

#### **基本施策 7. 誰も取り残さないごみ処理体制の構築**

ごみを安全かつ適正に処理することは市の責務です。これまで新環境クリーンセンターを中心にごみの適正処理を行ってきました。これからもごみの適正処理を行っていくとともに、循環型社会の形成や脱炭素化といった社会情勢の変化に対応したごみ処理を行っていくため、次の基本施策を掲げます。

#### **基本施策 8. 安全で適正なごみ処理に関する取組**

基本施策	個別施策
<p>1. デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現</p> <p>P34～</p>	<p>(1) デジタル技術を活用した情報発信</p> <p>(2) アプリを活用したごみの減量の推進</p> <p>(3) リサイクルマップの作成</p> <p>(4) ごみ処理分野における手続きの電子化の推進</p> <p>(5) 収集運搬へのデジタル技術の導入</p>
<p>2. 紙をつくるまちから紙を大切に するまちへ</p> <p>P37～</p>	<p>(1) 紙のリデュースの推進(不要な紙を使わない・受け取らない)</p> <p>(2) 町内会(区)との協働による古紙回収制度の継続</p> <p>(3) 民間事業者による古紙回収の推進</p> <p>(4) 事業系古紙のリサイクルの徹底</p> <p>(5) 古紙の集団回収の推進</p> <p>(6) その他の紙の分別推進</p> <p>(7) プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進</p>
<p>3. 「みんなでなくそう食品ロス」の推進</p> <p>P40～</p>	<p>(1) 食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施</p> <p>(2) 事業系食品ロスの削減</p> <p>(3) 食品ロス削減等に関する講座の開催</p> <p>(4) 食品ロス削減に関するイベントの開催</p> <p>(5) フードドライブの推進</p> <p>(6) 食品ロス削減強化月間の継続</p> <p>(7) 日常生活における食品ロス削減の推進</p>
<p>4. 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築</p> <p>P45～</p>	<p>(1) 町内会(区)と連携したごみ集積所の管理体制の継続</p> <p>(2) 事業者と連携した3Rの推進</p> <p>(3) 市民団体との連携</p>

## 基本施策

## 個別施策

### 5. 豊かな自然環境を 未来へつなぐ取組

P48～

- (1) 不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備
- (2) 不法投棄に関する情報発信
- (3) 不法投棄（ポイ捨て）に関する環境教育の実施
- (4) 不適切処理の防止
- (5) 美化活動の推進
- (6) 海洋ごみ問題への取組

### 6. 3 Rの推進に向 けた取組

P52～

- (1) 日常生活におけるリデュースの推進
- (2) 所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換
- (3) リユースの推進
- (4) ごみの分別や排出方法に関する周知
- (5) 生ごみの減量化・たい肥化
- (6) イベント等における3 Rの推進
- (7) 環境教育の推進
- (8) 事業系ごみにおける3 Rの推進
- (9) 分別・リサイクルの推進

### 7. 誰も取り残さな いごみ処理体制 の構築

P58～

- (1) 多様な手法による情報発信の継続
- (2) 対象を明確化した情報発信の強化
- (3) 社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討

### 8. 安全で適正なご み処理に関する 取組

P60～

- (1) 適正排出の推進
- (2) 新環境クリーンセンター運営
- (3) 一般廃棄物処理業許可
- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可
- (5) 新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究
- (6) 災害廃棄物への対応

## 1 デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現

### 本市のこれまでの取組と課題

「富士市デジタル変革宣言」のもと、一層のデジタル技術の活用が求められています。

デジタル技術の普及拡大が進む中、本市では、急速に進化するデジタル技術を最大限活用し、様々な社会的課題に果敢に取り組むことにより、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していく「富士市デジタル変革宣言」を令和2年8月に宣言しました。この中では、『市民サービス』のデジタル変革、『地域活性化』のデジタル変革、『行政経営』のデジタル変革の3つの柱を掲げ、取組を進めています。

また、本市が令和元年度及び2年度に実施した「情報化アンケート」において、「充実してほしいと思う行政情報の提供方法」という問いに対し、富士市ウェブサイトやSNSに関して、平成28年度時点よりも希望が大きくなっており、デジタル推進の機運が高まっていることが伺えます。

このような状況を受け、本市のごみ処理分野においても、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入や、SNSを活用した旬な情報の発信など、デジタル技術を活用した情報発信を強化してきました。ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、令和2年10月の配信開始以降、ダウンロード数が急速に増えており、アプリによる情報発信の需要が高まっています。

今後もデジタル技術をさらに活用した、効率的・効果的な手法で情報発信を行っていくことが求められます。また、問い合わせや各種手続きにおいても、デジタル技術を活用した効率化を図る必要があります。

加えて、情報発信のみならず、収集運搬などのごみ処理分野についても、デジタル技術を活用したより効率的なごみ処理体制を構築していくことが求められます。



図 3-12 「さんあ〜る」のロゴマークとアイコン

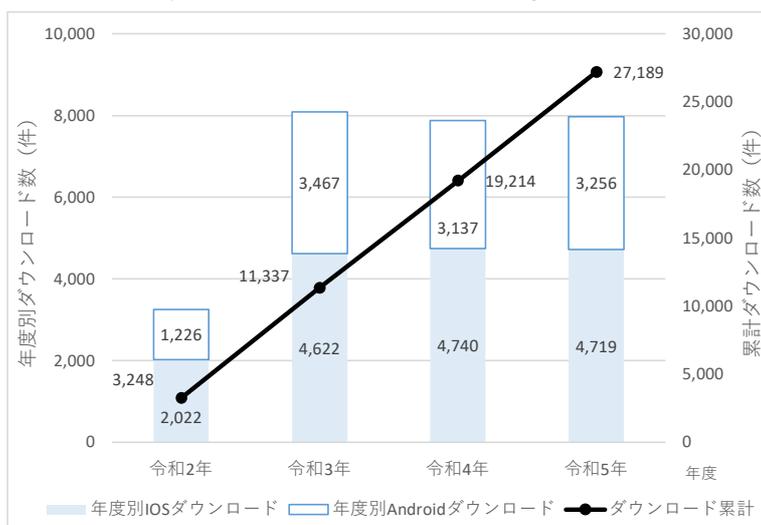


図 3-13 「さんあ〜る」のダウンロード件数の推移

## 今後の具体的な取組

ごみ処理分野においてもデジタル技術を積極的に活用した施策を実施します。

### (1) デジタル技術を活用した情報発信

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市ウェブサイト、SNS（Instagram 等）を活用し、効率的な情報発信を行います。また、市ウェブサイト（ごみの出し方、ごみのカレンダー及びごみの情報コーナー等）などのプラットフォームを最大限に活用し、より効果的でわかりやすい情報発信ができるよう努めます。



#### ★利用できる機能

- ①ごみのカレンダー  
ごみの収集日をカレンダーで表示
- ②ごみ出し方あいうえお検索  
捨てたいごみを 50 音順に表示
- ③ごみ出し日の通知  
ごみの収集日を前日や当日に通知でお知らせ
- ④リサイクルマップ  
古紙回収ボックスや資源物の拠点回収の位置・回収品目等の公開

図 3-14 「さんあ〜る」の特徴

### (2) アプリを活用したごみの減量の推進

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の利用を推進し、ごみの適正な排出・分別方法等を周知します。さらに、市民がより簡単に情報を取得できるよう、「さんあ〜る」においてチャットボット機能の追加を検討します。また、「さんあ〜る」のみならず、食品ロス削減アプリやごみ拾いアプリ、リユースアプリなど、民間事業者が配信するアプリの情報提供を行うなど、ごみの減量等につながるアプリの利用を推進します。さらに、上記のようなアプリの使い方がわからない市民に向けて、アプリの使い方に関する講座の開催を検討します。

### (3) リサイクルマップの作成

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」において、資源物の拠点回収場所や民間事業者が設置している古紙回収ボックスや公共施設等での拠点回収の位置・回収品目等を示したリサイクルマップを作成します。

また、民間事業者による資源物の回収に関する情報の把握に努め、リサイクルマップの内容の充実を図ります。



図 3-15 リサイクルマップイメージ図

### (4) ごみ処理分野における手続きの電子化の推進

本市のごみ処理分野において、新環境クリーンセンターへのごみの搬入に関する手続きや、看板等の各種配布物に対する報告、一般廃棄物処理手数料などの各種手数料の支払いなど、紙媒体による対応が多くあります。このような紙媒体による手続きを電子化することは、紙の使用量を抑えることはもちろん、市民の利便性の向上につながることから、ごみ処理分野においても各種手続きの電子化を推進します。

また、産業廃棄物を排出する事業者として、市庁舎や市の公共施設が率先して電子manifestoを導入し、手続きの電子化を推進します。

### (5) 収集運搬へのデジタル技術の導入

家庭系ごみの収集運搬について、デジタル技術を活用することにより、車両台数や収集運搬ルート等のさらなる適正化・効率化を図ることで、作業時間の短縮や温室効果ガスの排出量の削減が期待できることから、収集運搬へのデジタル技術の導入を検討します。

## 2 紙をつくるまちから紙を大切にするまちへ

### 本市のこれまでの取組と課題

「紙のまち」として、富士市全体で紙を資源として大切にすることを意識醸成が必要です。

本市は良質な水資源に恵まれ、明治期以降の近代製紙業の発展とともに製紙産業が集積し、全国でも有数な「紙のまち」として知られるようになりました。特に本市におけるトイレットペーパー等の衛生紙の製造量は、全国で3割以上のシェアとなっています。

一方で、デジタル技術の普及が急速に進む中で、新聞や雑誌の流通量自体が減少するなど、紙の使用量が減少していることから、本市における古紙の回収量も減少傾向となっています。

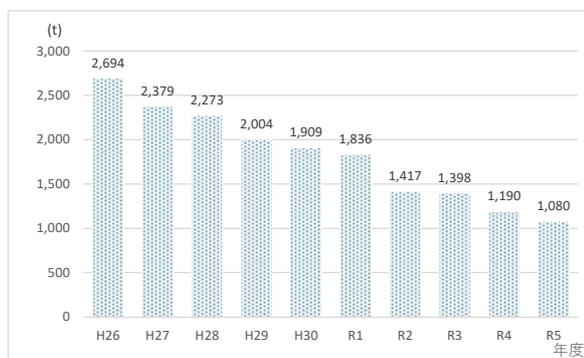


図3-16 本市の古紙回収量の推移(行政回収量)

### 古紙の分別状況

本市では、町内会(区)及び古紙回収事業者との協働で、古紙回収を行ってきました。特に燃えるごみに混入しやすい「その他の紙」の分別を推進してきた結果、家庭から排出される燃えるごみの中に混入している古紙類は5~7%程度と、全国的にも混入率が非常に低くなっています。

### 民間事業者による古紙回収

「紙のまち」である本市では、製紙の原料となる「古紙」の需要が特に高いことから、多くの民間事業者が独自に古紙の回収を行っています。市内各地に古紙回収ボックスが設置されており、その回収量は本市による古紙回収量を大きく上回っています。

このように民間事業者による古紙回収の取組は、本市全体の古紙回収量に大きく寄与していることから、古紙を排出できる場所や機会を増やすなど、民間事業者と連携し、市民が古紙を排出しやすい環境を整備することが必要です。

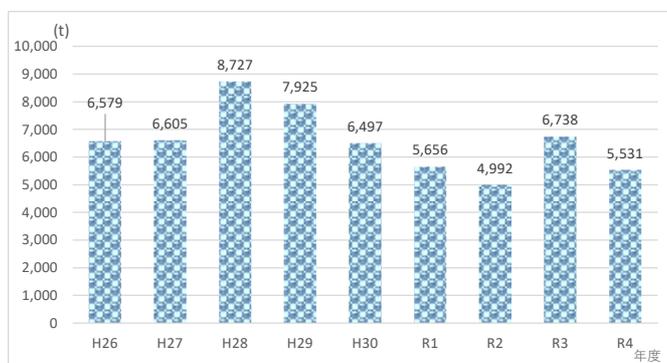


図3-17 民間事業者における古紙回収量の推移

## 今後の具体的な取組

「紙を大切にする」意識を醸成し、古紙の回収量を増加させます。

本市では紙を生産するまちにとどまらず、生産された紙を「大切にするまち」としてのイメージが付け加えられるように、啓発を進めていきます。また、啓発により「紙を大切にするまち」としての文化及び意識の醸成を狙うと同時に、古紙の回収量を増加させるための施策を展開していきます。

### (1) 紙のリデュースの推進（不要な紙を使わない・受け取らない）

「紙を大切にするまち」として、文化・意識の醸成に向けた考え方をウェブサイトやアプリ等のデジタル媒体を中心に発信し、紙を大切にする文化・意識の醸成を図ります。また、ポストに投函される不要な広告・チラシ等に困っている方へ、チラシお断りの意思表示をする資材の作成・配布を行い、紙のリデュースを推進します。

### (2) 町内会（区）との協働による古紙回収制度の継続

本市の古紙回収体制としてこれまで実施している「協働型古紙回収制度」について、町内会（区）と協働し、今後も継続して実施します。また、古紙回収をさらに推進していくために、公共施設への古紙回収拠点を設置することを検討します。

### (3) 民間事業者による古紙回収の推進

本市では、民間事業者における古紙回収ボックスが多く設置されており、民間事業者による古紙の回収・リサイクルが盛んに行われています。市内の様々な場所に設置されている古紙回収ボックスは、いつでも古紙を排出することができ、買い物のついでに古紙を排出できるなど、市民にとって利便性が高く、多くの古紙が回収されています。行政による回収と併せて、民間事業者による古紙回収を推進することで、市全体での古紙の回収量を増加させます。



図 3-18 民間古紙回収ボックス

古紙回収ボックスの利用を推進するため、古紙回収ボックス設置事業者と連携し、設置場所や回収品目等の情報をリサイクルマップとして公開し、周知します。

また、市全体の古紙回収量を把握するため、民間事業者による古紙回収量についても今後も可能な限りの把握に努めます。

#### (4) 事業系古紙のリサイクルの徹底

事業系ごみにリサイクル可能な古紙が含まれないように、事業者に対する周知・指導を強化します。

具体的には、事業系ごみの収集運搬許可業者（以下、「許可業者」とします。）と連携して、リサイクル可能な古紙が多量に混入しているものは収集しないようにすることや、許可業者から排出事業者へ古紙回収業者に関する情報等について提供するように働きかけます。

また、リサイクル可能な古紙については引き続き新環境クリーンセンターへの持ち込みを禁止し、事業所から排出される古紙の燃えるごみへの混入防止による、リサイクルの推進を図ります。

#### (5) 古紙の集団回収の推進

学校や町内会（区）等が独自に行う古紙回収を「集団回収」といいます。古紙の集団回収を推進するとともに、新たに実施を検討している団体に対し富士市古紙リサイクル協議会を紹介するなどの情報提供を行います。

また、集団回収の回収量についても、集団回収団体にアンケート調査を実施し、回収状況の把握に努めていきます。

#### (6) その他の紙の分別推進

一般的にリサイクルに適さない感熱紙等の紙類についても、本市では「その他の紙」として回収・リサイクルをしています。

「その他の紙」を古紙として排出してもらえよう、分別方法の周知・啓発を行います。

また、「その他の紙」を分別するための紙袋を配布し、その紙袋に排出できる紙も具体的に記載するなどして、「その他の紙」の分別を推進します。



図 3-19 その他の紙回収袋

#### (7) プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進

海洋プラスチック問題やプラスチック資源循環法の施行により、国内におけるプラスチックに代わる代替製品の開発の気運が高まっています。本市においても、「紙のまち」としての特性を活かし、情報提供等、プラスチック製品に代わる紙製品の研究・開発を可能な限り支援します。

### 3 「みんなでなくそう食品ロス」の推進

#### 本市のこれまでの取組と課題

「みんなでなくそう 食品ロス」というスローガンのもと、  
行政・市民・事業者と連携して食品ロスの削減に取り組んできました。

#### 食品ロスの概要と社会の動向

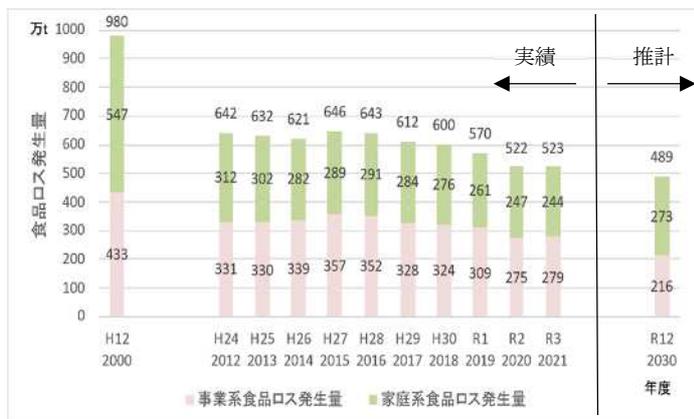
食品ロス削減推進法の施行を契機に、全国的に食品ロス削減に対する気運が高まっています。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食べ物のことで、排出される場所により家庭系と事業系に分けられます。家庭系の食品ロスには、食卓での「食べ残し」、調理における「過剰除去」、期限切れ等により手つかずの状態ですてる「直接廃棄」があります。事業系の食品ロスには、食品製造業における食品残渣や外食産業における調理残渣や客の食べ残し、小売店における売れ残りなどがあります。



図 3-20 家庭から出る食品ロス

国では、「第5次循環型社会形成推進基本計画」及び食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、「家庭系及び事業系の食品ロスを2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で半減する」との目標が定められています。事業系食品ロス発生量については目標値に未達の状況ではあるものの、家庭系食品ロス発生量については目標値を達成している状況です。食品ロス発生量の推移を右図に示します。



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）

図 3-21 食品ロス発生量の推移（全国）

## 本市の状況と取組

本市では、平成30年度より「みんなでなくそう食品ロス」をスローガンに、行政・市民・事業者と連携し、食品ロスの削減に取り組んできました。本市独自の食品ロス削減強化月間の設定（12月と1月）や買い物習慣の見直しの呼び掛け（てまえどりの推進）など、一人ひとりの「もったいない」という意識の醸成を図ってきました。

また、令和5年度には民間事業者が、まちづくりの推進と食品ロスの削減を目的に、パンや菓子を販売する店舗が地区のまちづくり等に携わる市民に向けて販売期限が近づいた商品を特別価格で提供する「まちぐる Me(み)」という事業を展開するなど、市全体で食品ロス削減の気運が高まっています。

本市における食品ロス発生量は、家庭系ごみの組成分析調査(\*)により、燃えるごみの約3割を占める生ごみのうち、約11%が食品ロス（直接廃棄）と推計しています。

(\*) 令和元年度から令和6年度における湿ベース重量比での調査結果の平均値

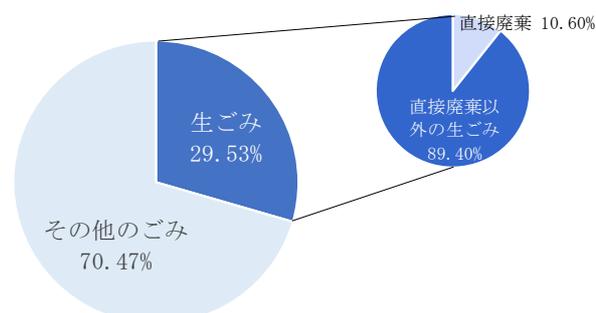
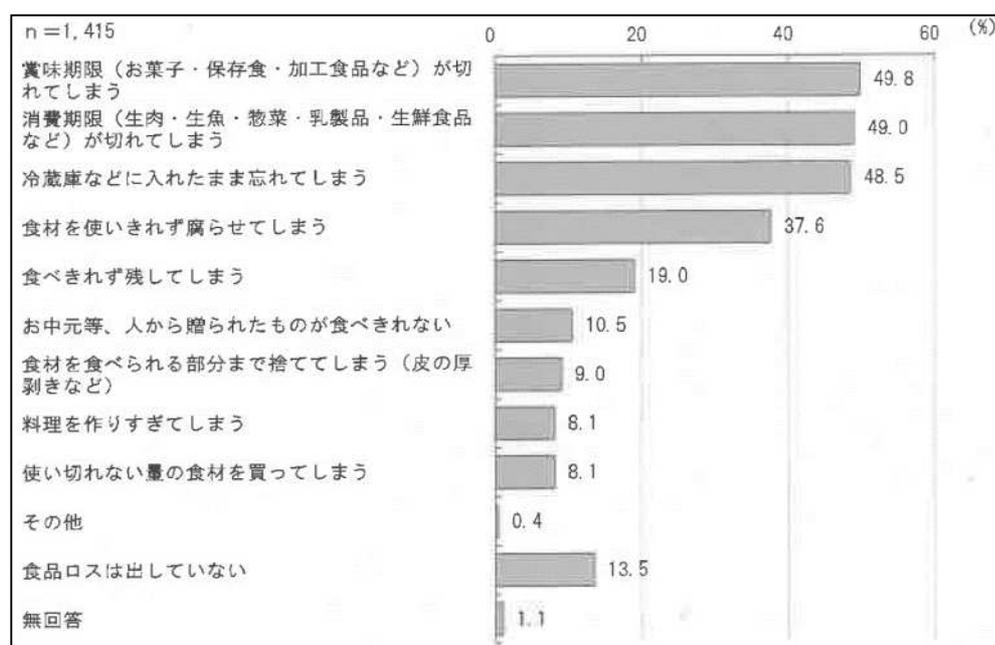


図 3-22 家庭系燃えるごみにおける生ごみ及び食品ロスの割合

また、令和5年度に実施した本市の第52回世論調査について、食品ロスを出してしまう際にやりがちな行為として「賞味期限や消費期限が切れてしまうこと」が多く挙げられており、賞味期限と消費期限の違いに関する周知や買い物習慣の見直しに関して継続して啓発する必要があります。



出典：第52回世論調査報告書

図 3-23 食品ロスを出してしまう際にやりがちな行為に関する世論調査結果

## 今後の具体的な取組

食品ロスの削減に向けて、市民や事業者と連携した取組を強化します。

本計画には食品ロス削減推進計画を包括することとし、本市で発生する食品ロスの削減に向けた各種施策を実施します。施策の実施に当たっては、引き続き「みんなでなくそう 食品ロス」をスローガンに掲げ、民間事業者との連携を図りながら、市民への啓発を行います。

### (1) 食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施

本市における家庭系食品ロスの排出状況を把握するため、家庭系ごみの組成分析調査において家庭系食品ロス（直接廃棄）の発生量を調査します。

### (2) 事業系食品ロスの削減

#### 1) 小売店との連携（てまえどりの推進）

食品を取り扱う小売店等において、消費者に対して、商品棚の手前にある商品を選ぶことを促す「てまえどり」を推進します。購入してすぐに食べる場合には、製造日の古い商品から購入してもらうことで、店舗から廃棄される食品ロスを削減します。

#### 2) 飲食店との連携（mottECO と 3010 運動の推進）

mottECO（もってこ）とは、飲食店で食べきれなかった料理を「お客様のご自己責任で」持ち帰る行為を推進するための愛称です。この名前には「もっとエコ」、「持って帰ろう」というメッセージが込められています。環境省が提唱している取組で、食品ロス削減の一環として、外食時に食べ残しを持ち帰ることで、食品ロスを減らす取組です。

3010 運動とは、宴会時における食べ残しを減らす取組であり、乾杯後 30 分間とお開き前 10 分間は席に座り料理を楽しむことを心がけることです。市内の飲食店と連携し、上記のような啓発を行うことで、飲食店からの食品ロスを削減します。

#### 3) その他食品ロス削減に取り組む事業者への支援

上記のような業種に関わらず、食品ロスの削減に取り組もうとする事業者の取組を支援するため、必要に応じて情報提供や発信を行います。

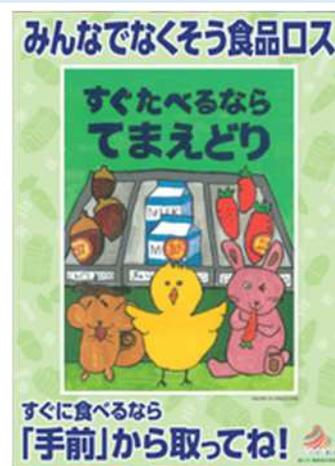


図 3-24 てまえどりポスター



出典：環境省ウェブサイト

図 3-25 mottECO  
ロゴマーク

### (3) 食品ロス削減等に関する講座の開催

#### 1) クッキング講座の開催

調理の実習を通し、食品ロスを出さない調理技術や、買い物から調理・片づけに至るまでのエネルギー使用量を最小限にする工夫などを学ぶための講座を開催します。

講座の開催に当たっては、民間事業者及び食育推進部門と連携し、より効果的な講座となるよう努めます。



図 3-26 クッキング講座の様子

#### 2) 出前講座の実施

市内の小学校及び中学校等を対象に、食品ロス削減をテーマとした出前講座を実施します。



図 3-27 食品ロス出前講座の様子

### (4) 食品ロス削減に関するイベントの開催

#### 1) 食品ロス削減ポスター展の実施

市内の小学生・中学生を対象に、食品ロス削減をテーマとするポスター展を実施します。応募されたポスターは、食品ロス削減の啓発に活用します。

#### 2) 食品ロス削減レシピコンテストの実施

家庭での食品ロスを削減する手法として、余った料理をリメイクする「リメイク料理」や食材の「過剰除去」をしないことなどがあります。食品ロスを出さない工夫を募るレシピコンテストの実施を検討します。



図 3-28 ポスター展の様子

### (5) フードドライブの推進

フードドライブとは、家庭で消費しきれない未使用の食品の寄付を募り、フードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のことを指します。本市においても、NPO 法人等と連携したフードドライブ活動を推進します。

### (6) 食品ロス削減強化月間の継続

本市が独自に設定してきた「食品ロス削減強化月間」(12月・1月)を継続し、特に食品ロスが発生しやすい時期に、重点的に啓発を行います。



図 3-29

フードドライブ回収ボックス

### (7) 日常生活における食品ロス削減の推進

日常生活において、買いすぎ、作りすぎによる食品ロスが発生していることから、料理を作りすぎない(食べ残し)、料理の工夫(過剰除去)、冷蔵庫の整理整頓(直接廃棄)を中心とした食品ロス削減の推進について、ウェブサイトやSNS等で啓発を行います。



図 3-30 冷蔵庫の整理整頓を啓発する  
パンフレット



図 3-31 食品ロス削減リーダーむすびん

#### 4 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築

##### 本市のこれまでの取組と課題

さらなるごみの減量には、様々な分野とのより効果的な連携が求められます。

「資源を循環させるまち」の実現に向けて、行政・市民・民間事業者が連携してごみの減量や資源循環に取り組むことが重要です。

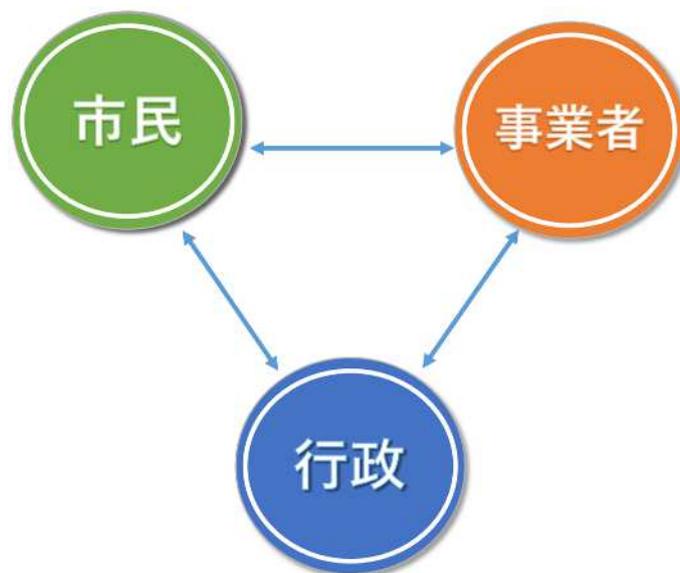


図 3-3 2 様々な主体との連携イメージ

これまでも市民や民間事業者等と様々な連携を図ってきましたが、さらなるごみの減量に向けて、より効果的な連携となるよう努めていかなければなりません。

また、社会情勢の変化に対応した新たな連携の構築についても、検討していく必要があります。



図 3-3 3 市民団体と協働開催した講座の様子

## 今後の具体的な取組

行政・市民・事業者の「オール富士市」でごみの減量に取り組みます。

### (1) 町内会（区）と連携したステーションの管理体制の継続

家庭系ごみの行政回収及び協働型古紙回収制度は、ステーションを管理する町内会（区）と引き続き連携を図りながら、適正な分別排出を促進します。（P9 表2-1 ごみの区分ごとの出し方参照）

また、ステーションの設置や移動、違反排出物に関する相談や助言等の支援を行うほか、ステーションの管理に当たって必要なカラス避けネットや啓発看板等の配布を行うなど、町内会（区）によるステーションの管理を支援します。

### (2) 事業者と連携した3Rの推進

#### 1) 民間事業者との連携による回収機会や拠点の拡充

古紙をはじめ、ペットボトルや白色トレイ、空き缶など、様々な品目が小売店等の民間事業者により回収されています。このような店頭回収は、資源物を分別し排出する市民にとって、気軽に利用できるとても便利な取組です。

本市全体でのリサイクル率の向上につながることを期待されることから、民間事業者と連携し、店頭回収の拡充を推進するとともに、店頭回収の情報をリサイクルマップ等により広く周知します。

#### 2) 民間事業者とのリユースに関する連携協定の締結

不要となったものをリユースする市民を増やすため、リユース事業を行う民間事業者と連携協定を締結します。

また、新環境クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみ等について、循環啓発棟において修理し販売するとともに、民間事業者によるリユースアプリを活用するなど、さらなる販路の拡大を行います。



図 3-3 4 循環啓発棟におけるリユース品の展示状況

#### 3) 許可業者と連携した3R啓発（ごみ収集車のラッピング等）

毎日市内の各所を走行するごみ収集車を活用し、車両のラッピングによる3Rの啓発を検討します。市内を走行するごみ収集車は民間事業者のものが多くことから、許可業者と連携し、効果的に啓発を行えるようにします。

#### 4) 廃棄物関係事業者と連携した環境教育の実施

収集運搬事業者やリユース、リサイクル事業者が、ごみに関する大切な知識、意外と知らない知識などを市民が学習できるような環境教育の機会を設けられるよう、民間リサイクル工場の見学支援などの実施について検討します。

#### 5) 薬剤師会との連携による在宅医療廃棄物の回収

在宅医療で使用するペン型自己注射器や血糖値自己穿刺等の針を安全に回収するため、薬剤師会と連携し、市民が処方された薬局に直接返却する体制を継続します。

### (3) 市民団体との連携

市民団体と連携したごみ減量に関するイベント及び講座を開催します。また、市民団体が自ら行うイベントや講座に対し、可能な範囲での支援（実施場所の提供や資材の貸出等）や情報発信を行います。



図 3-35 市民団体と協働開催したイベントの様子

## 5 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組

### 本市のこれまでの取組と課題

多発する不法投棄を防止するさらなる取り組みが必要です。

富士山や駿河湾をはじめとする豊かな自然環境を守るため、本市では市民や事業者等による清掃ボランティア活動を支援するとともに、不法投棄の防止や早期発見に向けたパトロールなどを実施してきました。

市民による不法投棄の通報体制を強化するため、令和2年7月にMy City Report (MCR) アプリを導入しました。これにより、不法投棄件数は急激に増加しており、これまで発見できなかった不法投棄物の発見・回収につなげることができました。

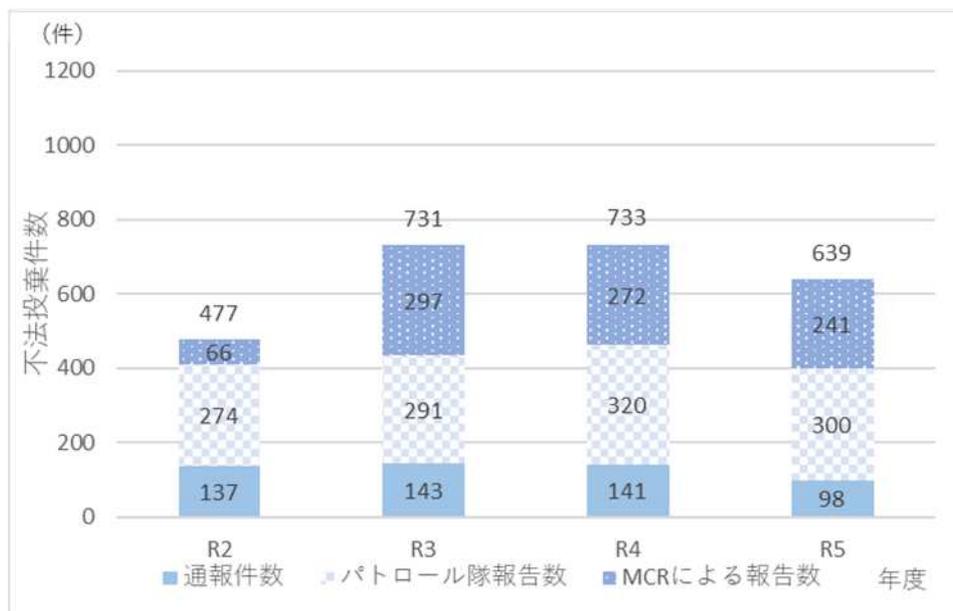


図 3-3 6 不法投棄件数

しかしながら、依然として不法投棄は後を絶ちません。不法投棄の一般的なイメージである冷蔵庫や洗濯機などの大型なものの投棄だけではなく、一般の家庭から排出されるごみの投棄(いわゆる「ポイ捨て」)も目立ちます。これまでの不法投棄の早期発見や未然防止に向けた取組を強化するとともに、ポイ捨てを含めた不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成していかなければなりません。

また、駿河湾を有する本市では海洋プラスチック問題に対しても取り組んでいくことが求められます。静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」が推進されており、海洋プラスチック問題における関心が高まっています。

このように、本市には富士山・駿河湾も有する自然豊かなまちであることから、豊かな自然環境を今後も引き継いでいく責務があります。

## 今後の具体的な取組

不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。

「第三次富士市環境基本計画」では、2050年度における望ましい環境像として「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」を掲げています。富士山や駿河湾など豊かな自然に恵まれた本市に暮らす者の責務として、不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。



図 3-37 不法投棄の例

### (1) 不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備

不法投棄の未然防止策として、市民・行政・その他関係機関と連携したパトロールの実施や不法投棄・ポイ捨て禁止看板の配布を行います。

また、不法投棄が多発している現場に監視カメラを設置し、証拠映像をもとに警察等の関係機関と連携して取締りを強化することで、不法投棄への抑止力を高めます。

不法投棄の早期発見には多くの目で監視することが効果的なため、My City Report (MCR) アプリ等の活用による市民通報体制を継続し、さらなる投棄を招くことがないように不法投棄物を確認次第、早急に撤去します。

さらに、広域的な対応として、富士山不法投棄ネットワーク会議に参加し、周辺自治体とも連携した不法投棄対策を引き続き推進します。



図 3-38 MCR のイメージ

## (2) 不法投棄に関する情報発信

不法投棄の発生抑制と市民への意識醸成につなげることを目的に、発見した不法投棄物について、市ウェブサイト等において発信するなど、不法投棄の発生状況の見える化を行います。

## (3) 不法投棄（ポイ捨て）に関する環境教育の実施

小学校や中学校等において、ポイ捨てや不法投棄による自然への影響や罰則についての環境教育を実施することで、ポイ捨てや不法投棄を「しない・させない・許さない」という意識を醸成します。

## (4) 不適切処理の防止

一般廃棄物の収集運搬許可を持たない不用品回収業者等の無許可業者に対しては、警察と連携し実態の把握に努めるとともに、市民に対し無許可業者を利用しないよう注意喚起を行います。

また、野焼き行為により廃棄物の不適切処理をしている事業者及び市民に対して、迅速に指導を行い再発防止に努めるほか、市民への啓発を実施することにより、野焼き禁止の徹底を図ります。

### 野焼きとは

家庭や事業所からでたごみを、庭や空き地に置いたドラム缶やブロック等で囲んだ簡易的な焼却炉を使用し、野外で焼却する行為を指します。このような野焼き行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において禁じられています。野焼き行為はダイオキシン類などの有害物質がそのまま大気環境中に排出される危険性があるとともに、発生する煙による生活環境の悪化につながります。

## (5) 美化活動の推進

美化活動を目的としたボランティア用ごみ袋の配布と、拾い集めた清掃ごみの収集を今後も継続していきます。また、無理のない範囲でごみが落ちていたら見逃さない「ちょこっと美化活動」を推進していく「チームちょこ美」の募集を継続し、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちの実現を目指すきっかけとなるように、「チームちょこ美」の活動を推進していきます。

また、市民にごみ拾いを身近に感じてもらえるよう、民間事業者によるごみ拾いアプリ等の利用を推進します。



図 3-39 「チームちょこ美」の活動



図 3-40 ボランティア清掃用ゴミ袋

#### (6) 海洋ごみ問題への取組

近年環境問題として大きく取り上げられている海洋ごみ問題について、ごみ減量出前講座やふじさんエコトピアにおける展示やセミナー開催等を通じて啓発を行います。

また、静岡県で開催する「6R県民運動」に可能な限り協力します。



図 3-41 「6R県民運動」による海岸清掃

## 6 3Rの推進に向けた取組

### 本市のこれまでの取組と課題

ごみの減量には、これまでの取組に加え新たな意識の醸成が必要です。

3Rはごみを減らすためのキーワードであり、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表しています。

循環型社会の形成に向けて3Rの取組を推進することで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷を極力減らすこと、限りある資源を有効に繰り返し使う社会を目指すことが求められています。

これまでの取組により、ごみの排出量は過去10年間において減少傾向となっており、家庭系ごみ1人1日当たりの排出量も、近年は減少傾向となっています。



図 3-4 2 ごみ減量のキーワード「3R」

一方で、家庭から排出された燃えるごみの組成調査の結果(\*)を見ると、本来であれば資源物として分別すべき古紙や容器包装プラスチックがそれぞれ約5～7%含まれており、燃えるごみに混入している資源物は約17%にのぼります。また、燃えるごみの約30%が生ごみとなっています。

この結果から、資源物の分別の徹底や生ごみの減量化に引き続き取り組むことで、燃えるごみのさらなる減量が期待できます。

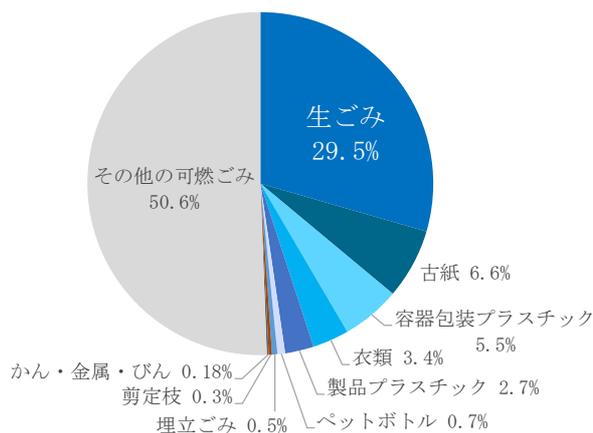


図 3-4 3 家庭系燃えるごみの組成分析結果

(\*)令和元年度から令和6年度における湿ベース重量比での調査結果の平均値

しかし、従来の取組を継続するだけでは、さらなるごみの減量には限界があります。基本理念でもある3Rの推進では、特にリデュースやリユースを促すことが大切です。これまでの、消費して捨てるのが前提のリニアエコノミーの意識から、ごみを出さないことが前提のサーキュラーエコノミーの意識転換を促す取組が求められています。

## 今後の具体的な取組

### リデュースやリユースを推進し、さらなるごみの減量を目指します。

さらなるごみの減量に向け、使用頻度が少ないものを「購入する」文化から「レンタル・シェアする」文化への転換を図ることや、不要品をリユースすること、日常生活におけるリデュースの浸透など、特にリデュースとリユースに関する取組を行います。また、ごみ・資源の適正分別や生ごみの削減に向けた取組など、従来取組も引き続き実施します。

#### (1) 日常生活におけるリデュースの推進

マイバック・マイボトルの利用の呼び掛けや詰替用商品の購入促進・簡易包装の推奨など、日常生活の中で実践できるリデュースを推進します。

また、物を購入する際に、容器や包装が少なく必要な量だけ購入できる「量り売り」の利用を、小売店等とも連携しつつ推進します。



図 3-44 エコバッグ

#### (2) 所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換

近年は傘、自転車、モバイルバッテリー等のレンタル・シェアリングサービスが普及しています。所有（購入）するという従来の考え方から、共有（レンタル）するという意識の転換が図れるよう、市民や事業者に対して啓発します。そのためにはレンタル・シェアリングサービスの利用を促進する必要があることから、それらサービスについての情報発信を積極的に実施します。

また、本市の福祉所管部署と連携して、福祉用具の貸出事業の実施を検討します。



図 3-45 福祉機器リサイクル伝言板

#### (3) リユースの推進

民間事業者と連携し、市民が安心してリユースを行えるよう、リユースの推進を市民へ啓発します。

ふじさんエコトピアにおいて実施している粗大ごみ等の修理販売について、民間事業者と連携し効率的に販売するとともに、市民が気軽にリユースを実践できるリユーススポットの設置について検討します。

また、リユースに取り組む市民を増やすため、市民団体等が主催するフリーマーケットに関する情報を発信するとともに、リユースアプリの利用方法に関する講座の開催を検討します。

なお、このような粗大ごみが多く搬入される機会として遺品整理時が想定されることから、対象者に対してリユースに関する情報提供を行います。

#### (4) ごみの分別や排出方法に関する周知

ごみの分別や排出方法を定期的に周知するため、ごみ出しの日を記載した「ごみのカレンダー」、ごみの出し方をまとめた「ごみの分け方便利帳」、旬な情報を周知する「ごみ情報誌」を定期的に発行します。



図 3-46 「ごみの分け方便利帳」と「ごみのカレンダー」

#### (5) 生ごみの減量化・たい肥化

生ごみには約80%の水分が含まれており、水切りの徹底によりごみ量が大幅に減量できるため、水切りについてSNS等で推奨するなど、啓発の強化を図り、リデュースを推進します。

また、家庭における生ごみのたい肥化を促すために、EMぼかしと密閉型バケツ容器の交付を継続して実施します。さらに、スーパーマーケットや社員食堂等の事業者を対象に、大型生ごみ処理機導入の支援も継続するほか、学校などの公共施設から発生する生ごみについては、民間事業者を活用するなど、率先して資源化を図ります。



図 3-47 生ごみ堆肥化セットとイベントでの配布の様子

## (6) イベント等における3Rの推進

祭りや行事などのイベントにおいては、一時的に大量のごみが発生します。イベントの主催者に対し、リユース食器の使用やエコバッグ持参の呼びかけなど、発生するごみを少なくする手法について啓発を行います。

また、イベント主催者がごみを適切に管理できるよう、分別の種類や処理方法についての基準を定め、周知を行います。



図 3-48 イベントでのごみの分別の様子

## (7) 環境教育の推進

環境教育として、これまで実施してきたごみの減量出前講座、新環境クリーンセンター工場棟見学等を継続します。

ごみの減量出前講座は、ごみの減量や分別、食品ロス、海洋プラスチック問題など、ごみについて幅広く学ぶことができる講座内容とします。これまで、主に小学生と中学生を対象として実施してきましたが、対象者を幼児にも拡大し、その家庭を含めた幅広い世代への環境教育を推進します。

また、市民団体と協働で、暮らしの中でリデュースやリユースを実践することで家計の負担を軽くできることを伝えるなど、家庭での3Rを推進する講座を開催します。



図 3-49 ごみの減量出前講座の様子

## (8) 事業系ごみにおける3Rの推進

### 1) 事業系ごみの分別・適正排出に関する啓発

本市で処理を受け入れる事業系ごみの品目等について、パンフレットを作成し、啓発を行います。パンフレットには、事業系ごみを家庭系ごみのごみ集積所に排出することはできないことなどを掲載し、事業系ごみの適正排出を促進します。

### 2) 事業系ごみ処理料金の見直しの検討

事業系ごみ処理料金について、適正な処理料金を維持していくために、必要に応じて料金見直しについての検討を行います。

### 3) 「事業系一般廃棄物減量化等計画書」等の提出依頼・指導

事業系一般廃棄物の月平均排出量が3,000kgを超える事業者などに対しては、「富士市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づき、引き続き「事業系一般廃棄物減量化等計画書」等の提出を求め、必要に応じて立入検査による指導を行います。

### 4) 事業系ごみの搬入検査

新環境クリーンセンターに事業系ごみを搬入する許可業者に対して、定期的に搬入検査を行います。産業廃棄物などの搬入禁止物や古紙などの資源化可能物の混入状況を確認し、必要に応じて許可業者への指導や排出事業所への立入指導を行います。

また、指導により排出状況に改善が見られない場合には、受入を一時停止するなど、事業系ごみの減量及び分別徹底の強化を図ります。



図 3-50 事業系ごみ搬入検査の実施状況

### 5) 事業系剪定枝の資源化

事業者が排出する資源化可能な剪定枝については、新環境クリーンセンターにおいて事業系ごみとしての受け入れは行わず、今後も引き続き資源物として受け入れます。

回収した剪定枝は新環境クリーンセンターにおいてチップ・ミンチ化し、市民に無料で配布します。



図 3-51 剪定枝から作ったチップ

## (9) 分別・リサイクルの推進

### 1) 家庭系ごみの分別状況の調査

家庭系ごみの分別状況等を調査するため、引き続き「家庭系ごみの組成分析調査」を実施します。



図 3-52 家庭系ごみの組成分析調査状況

## 2) 家庭系ごみの指定ごみ袋製の継続

市民の排出者責任と分別意識を醸成するため、「燃えるごみ専用袋」と「資源物専用袋」の利用を引き続き継続し、ごみの適正排出と分別を推進します。



図 3-5 3 家庭系ごみの指定ごみ袋

## 3) プラスチック一括回収実証実験の検討

現在、本市では家庭から排出されるプラスチックについては、容器包装リサイクル法の対象であるプラスチック製容器包装のみを分別・収集しています。容器包装以外のプラスチック（以下、「製品プラスチック」とします。）については、燃えるごみとして収集・処理をしています。

令和4年のプラスチック資源循環法の施行を受け、資源の有効活用や燃えるごみの減量につながるべく、これまで分別収集していなかった製品プラスチックについても資源化を目指します。

まずは、製品プラスチックの分別収集に伴う新たな費用負担や分別不適物の混入などの課題を明確にするため、市内の一部地区において製品プラスチックの分別収集・資源化に係るモデル事業を実施します。そこから排出量などの基礎データを収集し、収集方法やリサイクルの手法等について検討を進めます。

## 7 誰も取り残さないごみ処理体制の構築

### 本市のこれまでの取組と課題

時代の変化に対応したごみ処理体制の構築が求められています。

本市は、「SDGs 未来都市」として、SDGs の理念に沿った取組を総合的に推進することにより、持続可能な社会を目指しています。本市の最上位計画である「富士市第六次総合計画」では、「SDGs という世界共通のものさしで地域全体を見つめ、解決すべき地域の課題を発見し、本市の特徴や強みを活かして、多角的な視点から課題の解決を図ります。」としています。

ごみ処理分野においても、急速に進む少子高齢化や、増加傾向にある外国人居住者、多様化するライフスタイルなどにより、従来のごみ処理体制では対応できない市民が増えており、時代の変化に対応したごみ処理体制の検討が急務となっています。

ごみを出すことは、誰にとっても生活する上で欠かせない要素です。すべての市民が、住みやすい豊かな生活を送ることができるよう、ごみを出すことが困難な市民への対応を強化することが求められます。



SDGs 未来都市 富士市

図 3-5 4 SDGs 未来都市のアイコン

### 今後の具体的な取組

情報発信を強化し、すべての市民が安心してごみ出しができるようにします。

誰も取り残さないごみ処理体制の構築に向けて、情報を的確に発信できるよう本市の実態にあった取組を行います。その上で、時代の変化に対応したごみ処理体制について検討します。

#### (1) 多様な手法による情報発信の継続

ごみの出し方やごみの収集日などの情報は、全ての市民に届けなければなりません。アプリ（「さんあ〜る」）やウェブサイト、SNS 等のデジタル技術を活用した情報発信を強化する一方で、ごみのカレンダーやごみの分け方便利帳をはじめとする紙媒体による情報発信についても引き続き実施します。

また、情報媒体による発信に限らず、ふじさんエコトピアや講座、イベント等における情報発信を行います。

## (2) 対象を明確化した情報発信の強化

### 1) 外国人居住者への情報発信

増加傾向にある外国人居住者にごみの出し方や分別について周知するため、ごみに関する講座の開催や、「さんあ〜る」やごみのカレンダー等の多言語対応を引き続き行うとともに、対応する言語についても外国人居住者の動態に合わせて検討を行います。

また、ごみ集積所の管理においても、多言語で表記した看板を作成し町内会（区）に配布するなど、外国人居住者が安心してごみ出しができるように支援を行います。



図 3-55 英語版ごみのカレンダー

### 2) その他の対象への情報発信

市外からの転入者に対して、本市のごみ処理方法を周知するため、転入手続き時に本市のごみの分別に関する情報や資材を配布します。

観光客に対しては、ごみの適正排出やポイ捨て禁止を促すための情報発信や、ごみを出さない手法について、民間事業者との連携を含めて検討します。

事業者に対しては、事業系ごみの分別や減量・資源化のガイドブックを作成し配布するなど、本市のごみ減量化施策等への協力を呼びかけます。

## (3) 社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討

ごみ出しが困難な高齢者及び障害者のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸別回収事業を継続して実施するとともに、対象品目の拡大についても検討します。

また、高齢などにより自身でごみ出しができない市民の支援者が、代わりにごみ出しがしやすい環境づくりとして、指定の時間以降でもごみ出しができるような制度について検討します。

そのほか、多様なライフスタイルに対応したごみ収集体制についても検討します。

## 8 安全で適正なごみ処理に関する取組

### 本市のこれまでの取組と課題

時代の流れや技術の進歩に対応したごみ処理が求められています。

本市ではこれまで、令和2年10月に竣工した新環境クリーンセンターを中心に、一般廃棄物及び資源物の適正処理を行ってきました。

#### 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物を安全かつ適正に処理することは市の責務です。本市では、一般廃棄物を安全かつ適正に処理するために、収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、市では対応しきれない範囲を民間事業者へ許可を与え業務を委託することで、円滑にごみ処理ができる体制を整えてきました。

表 3-2 本市の許可事業者数

許可の種類	許可事業者数
一般廃棄物の収集運搬業	49
一般廃棄物の処分業	6

#### 安全なごみ処理体制

ごみ処理施設の長寿命化や安全な処理に資するため、分別指導の徹底や処理困難物の処理など、安全なごみ処理体制を構築してきました。最終処分については、公社へ委託し埋立処分を行っていますが、これまで埋立量の大半を占めていた焼却灰の再資源化を開始するなど、埋立量の最小化に努めてきました。近年ではプラスチック資源循環法の施行や2050年カーボンニュートラル宣言といった社会情勢の変化により、適正処理はもとより、環境への影響を配慮したごみ処理体制の構築が求められています。

#### 新環境クリーンセンター運営

新環境クリーンセンターでは、ごみの焼却に伴う熱エネルギーを回収し電気や温水をつくるサーマルリサイクルを行っています。電気や温水は施設内で活用するほか、余った電気は売電するなど、脱炭素化に貢献しています。今後も、国や静岡県等の動向を注視しながら、先進的なリサイクル技術などの導入検討や研究開発を進め、時代の流れに順応した資源循環の在り方を検討していく必要があるほか、ごみ処理分野における温室効果ガス発生量の低減に努める必要があります。



図 3-56 新環境クリーンセンター

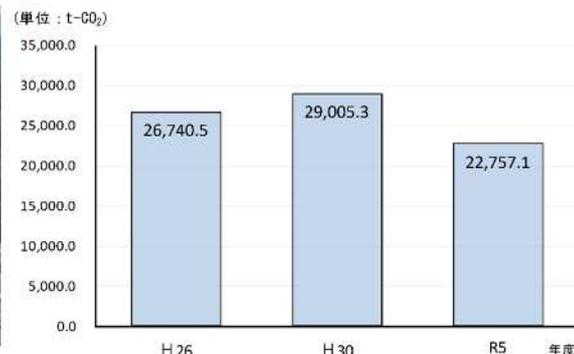


図 3-57 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量の推移

## 災害への対応

東日本大震災においては、多くの災害廃棄物が発生している一方で、廃棄物処理施設の機能が停止する事例もありました。平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など、大規模な震災が頻発し、さらには南海トラフ地震などの大規模地震が予測される近年においては、今後起こり得る大規模災害により新環境クリーンセンターの機能が停止した場合の対策を講じる必要があります。

## 今後の具体的な取組

### 安全・適正で持続可能なごみ処理体制を目指します。

新環境クリーンセンターの安全・安定した稼働の継続に加えて、災害時を見据えた対応や、社会情勢の変化への対応をすることで、今後も安全で適正なごみ処理を継続するための施策を展開していきます。

### (1) 適正排出の推進

適正なごみの排出を促すために、ごみ集積所に出されたごみの収集時に明らかに分別状況が悪いごみ袋に対しては、違反シールの貼付や取り残しの対応をすることで適正排出を促します。

また、処理困難物についても、できる限り市の責任において適正処理ができる体制を構築します。特にリチウムイオン電池等の小型充電式電池については、多種多様なものに使われており、家電等から取り外せずそのまま排出されてしまうことが増えています。収集運搬車両や処理施設における爆発・火災事故につながりやすいことから、安全な収集体制を構築し、排出方法についての周知徹底を図ります。



図 3-58 リチウムイオン電池が原因とみられる火災

### (2) 新環境クリーンセンター運営

新環境クリーンセンターについては、常時モニタリングを実施し、環境への負荷を抑えた焼却処理及び排ガス処理を行うことにより、適正な運転・維持管理を継続します。

また、廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用したサーマルリサイクルを行い、発電した電気を地域PPS(\*)に売却することや、温水の熱源として利用し場内の温浴施設において活用することで、エネルギーの地産地消を継続していきます。

さらに、脱炭素社会の実現に向けて、新環境クリーンセンター運営事業者と連携したバイオマス燃料の使用や先進技術の導入等の検討を進めるほか、デジタル技術の積極的な活用も進めます。

(\*)PPS:「Power Producer and Supplier (特定規模電気事業者)」の略。地域内で発電及び供給を行うものであって、エネルギーの地産地消に取り組む電力会社のこと。

### (3) 一般廃棄物処分業許可

一般廃棄物は市が責任を持って収集・処分（中間処理、最終処分）を行うこととされています。しかし、市だけでは全ての一般廃棄物の収集・処分を行うことは困難であり、市がまかないきれない範囲を民間事業者に業の許可を与えることで、市に代わり一般廃棄物の収集や処理を行っています。

一般廃棄物処分業の許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行わないものとします。ただし、本市が必要と認める場合については、新たな許可の付与についても必要に応じて検討します。

### (4) 一般廃棄物収集運搬業許可

一般廃棄物収集運搬業の許可について、一般廃棄物の収集量が現在の収集体制による能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行わないものとします。

### (5) 新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究

#### 1) 環境配慮型車両の導入検討

本市が所有する収集運搬車両について、環境に配慮した電気自動車等の導入を検討します。

#### 2) 脱炭素化に向けた調査・研究

本計画の計画期間内に、2050年カーボンニュートラルに向けた中間目標年度となる2030年を迎えることとなります。これを踏まえ、ごみ処理分野における脱炭素化に向けた取組について、先進事例等の調査・研究を行います。

#### 3) 新たなリサイクル品目の研究・検討

現在、燃えるごみや埋立ごみ等、資源物としてリサイクルしていない品目について、新たなリサイクルができないか、研究・検討を行います。

埋立ごみや粗大ごみとして収集し、破碎処理後にリサイクルできずに埋立処分を行っている不燃残渣のリサイクルについて研究・検討を行います。

また、使用済み紙おむつをはじめとする先進的なリサイクルの手法については、国内外問わず先進事例を調査し、本市における導入可能性についての検討を行います。

#### 4) ペットボトル水平リサイクルの検討

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することを「水平リサイクル」といいます。これにより、ペットボトルを資源として何度も活用することができ、化石燃料の使用量削減とCO<sub>2</sub>の削減に寄与することが期待されます。他自治体や民間事業者の事例を研究し、本市における導入可能性を検討します。

## 5) 粗大ごみの有料化の検討

粗大ごみの排出を抑制するため、これまでのごみ減量施策に加え、民間事業者のリユースサービス（売却・譲渡）の利用を推進します。リユースサービスを利用することで、不要品を処分せずに売却できる可能性があることや、自宅までの出張買取サービスなどもあることから、市民が自ら進んでリユースに取り組むことが期待でき、粗大ごみの排出の抑制にもつながります。

今後の粗大ごみの排出状況について注視し、粗大ごみの排出量に施策の効果が見られない場合、減量化の手法の1つとして、粗大ごみ処理の有料化について検討を行います。

## 6) 最終処分量の削減と適正処理

最終処分については、公社への委託を継続します。しかし、公社の最終処分場の残余容量にも限りがあることから、今後も可能な限り最終処分量を削減することが求められます。これまで実施してきた焼却灰の再資源化を引き続き実施するとともに、埋立処理をしている品目について、新たなリサイクルに関する研究を行います。

また、公社による次期最終処分場の整備について、市民から環境への影響に関し不安の声が寄せられていることから、公社に対し適切に指導を行うとともに、中長期的な視点での安定的な最終処分体制の検討を行います。

## 7) 国・県・周辺自治体との連携

ごみ処理分野における社会情勢は年々変化しているため、国及び静岡県との連携も図りつつ、常に最新の情報について確認し、必要な対応を図ります。

また、周辺自治体とも連携し、中長期的なごみ処理施設の集約化等の可能性についても検討します。

## (6) 災害廃棄物への対応

「災害廃棄物処理計画」について、定期的に見直しを行います。また、より詳細な対応を記した災害時対応マニュアルの作成も検討するとともに、発災時の対応が後手に回らないようにするために、災害時を想定した訓練について平常時からの実施を検討するほか、国及び静岡県が実施する災害廃棄物対応に関わる演習の参加を検討します。

さらに、災害廃棄物の収集運搬を円滑に行うため、各町内会（区）と連携し、臨時ごみ集積所の設定を進めます。

加えて、近年、地震や水害などの災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、災害発生時に新環境クリーンセンターや公社の処理機能が停止してしまった場合も見据え、近隣の自治体にとどまらず遠方の自治体や廃棄物関係事業者団体等との広域的な相互協力関係の構築に努めます。



図 3-59 静岡市清水区への収集支援（令和4年度）

## 第4章 計画の推進体制

### 第1節 計画推進・進行管理計画

本計画の進行管理については、前計画に引き続き Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにて見直しを図ります。

表 4-1 PDCA サイクルの内容

項目		内容
前期	Plan（計画の策定）	本計画及び前期実施計画の策定をする。
	Do（実行）	本計画及び前期実施計画に基づき、施策を実行する。
	Check（評価）	実行した施策の評価を行う。
	Act（見直し）	前期実施計画の評価結果を踏まえ、後期実施計画を策定する。
後期	Plan（計画の策定）	後期実施計画に基づき、施策を実行する。
	Do（実行）	実行した施策の評価を行う。
	Check（評価）	後期実施計画の評価結果を踏まえ、次期基本計画を策定する。
	Act（見直し）	

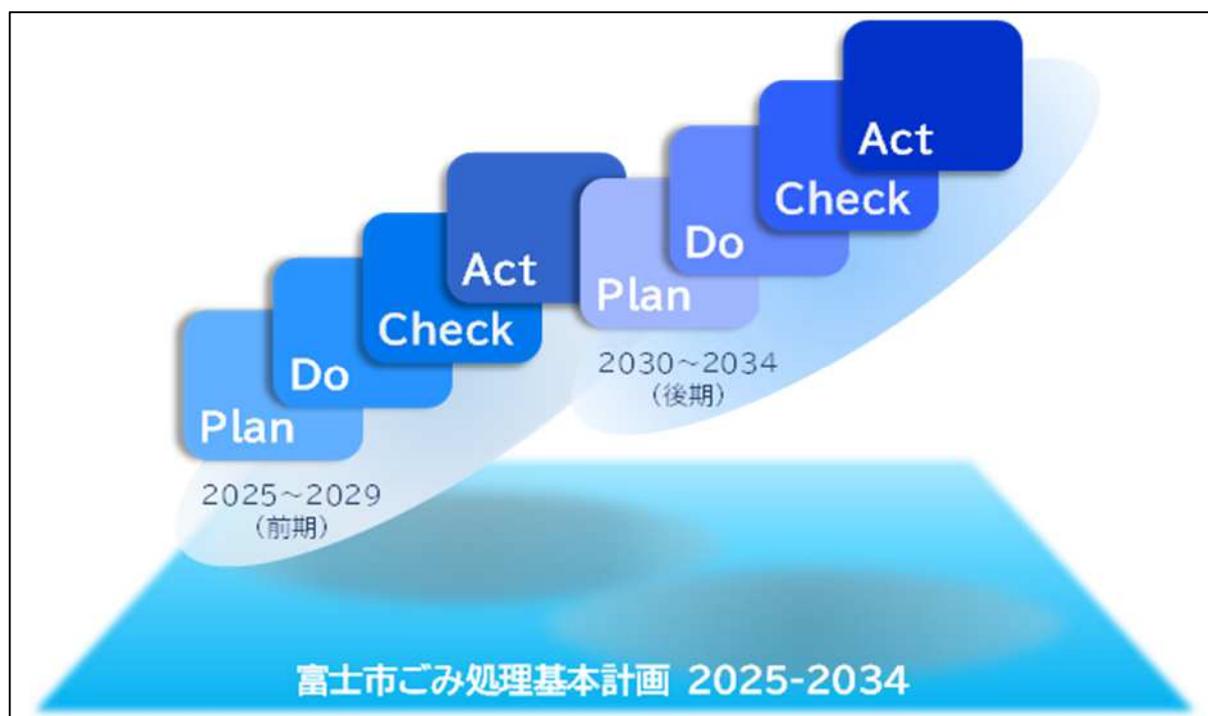


図 4-1 PDCA サイクル

## 第2節 計画推進スケジュール

本計画における施策については、次のスケジュールにて実施することで、計画を推進していきます。

表 4-2 施策の実施スケジュール（青：前期実施計画、赤：後期実施計画）

基本施策	個別施策	年度													
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16				
1. デジタルを活用した効率的なごみ処理の実現	(1) デジタル技術を活用した情報発信					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) アプリを活用したごみの減量の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) リサイクルマップの作成					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) ごみ処理分野における手続きの電子化の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) 収集運搬へのデジタル技術の導入					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
2. 紙をつくるまちから紙を大切に にするまちへ	(1) 紙のリデュースの推進(不要な紙を使わない・受け取らない)					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 町内会(区)との協働による古紙回収制度の継続					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 民間事業者による古紙回収の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) 事業系古紙のリサイクルの徹底					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) 古紙の集団回収の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(6) その他の紙の分別推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(7) プラスチックに代わる紙製品の研究・導入の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
3. 「みんなでなくそう食品ロス」の推進	(1) 食品ロス量の把握に向けた組成分析調査の実施					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 事業系食品ロスの削減					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 食品ロス削減等に関する講座の開催					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) 食品ロス削減に関するイベントの開催					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) フードドライブの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(6) 食品ロス削減強化月間の継続					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(7) 日常生活における食品ロス削減の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
4. 行政・市民・事業者が連携したごみ処理体制の構築	(1) 町内会(区)と連携したごみ集積所の管理体制の継続					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 事業者と連携した3Rの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 市民団体との連携					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
5. 豊かな自然環境を未来へつなぐ取組	(1) 不法投棄の未然防止策の推進及び早期発見体制の整備					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 不法投棄に関する情報発信					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 不法投棄(ポイ捨て)に関する環境教育の実施					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) 不適切処理の防止					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) 美化活動の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(6) 海洋ごみ問題への取組					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶

基本施策	個別施策	年度													
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16				
6. 3Rの推進に向けた取組	(1) 日常生活におけるリデュースの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 所有（購入）から共有（レンタル）への意識転換					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) リユースの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) ごみの分別や排出方法に関する周知					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) 生ごみの減量化・たい肥化					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(6) イベント等における3Rの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(7) 環境教育の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(8) 事業系ごみにおける3Rの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(9) 分別・リサイクルの推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
7. 誰も取り残さないごみ処理体制の構築	(1) 多様な手法による情報発信の継続					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 対象を明確化した情報発信の強化					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 社会状況及び多様な生活スタイルに対応したごみ収集体制の検討					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
8. 安全で適正なごみ処理に関する取組	(1) 適正排出の推進					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(2) 新環境クリーンセンター運営					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(3) 一般廃棄物処分業許可					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(4) 一般廃棄物収集運搬業許可					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(5) 新たなごみ処理体制・手法・制度等の研究					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
	(6) 災害廃棄物への対応					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶